

論文

島根史学会会報

第 55 号 | 2017. 7. 31

論文

浜田藩成立過程の再検討 —古田家の浜田転封を中心として—

川本 裕司：一頁

松江の郷土誌『彗星』主幹・岡田建文の靈怪研究 西島 太郎：一六頁

高校歴史教育改革の論点と大学の役割 —全国と島根／動向と展望—

丸橋 充拓：三五頁

浜田藩成立過程の再検討 —古田家の浜田転封を中心として—

川本 裕司

はじめに

浜田藩については、「元和五年（一六一九）に古田重治（古田大膳大夫重治）が、伊勢国松坂（三重県松阪市）から浜田に転封し、五万四千石の浜田藩が成立した」と説明されている。

しかし、その具体的な事実関係については、全くといつてよいほど明らかになつていない。これは、慶安元年（一六四八）に二代藩主古田重恒が無嗣改易となり、一次史料などの関連史料が消滅、散逸したことや、現在においても、史料の収集が進まず、研究が大きく遅れていることが主な原因といえる。

島根県内における浜田藩成立期の研究は、このような史料的制約から、『己面白抜萃』⁽¹⁾や『濱田古事抜萃』⁽²⁾、『濱田城

認められる。しかし、その同異や系譜、成立年代などに関する検討は、未だ行なわれていない状況にある。この点、伊勢地域の『松坂権輿雑集』などについては、整理が進められている(5)。

いずれにしても、両地域には、古田家に関する一次史料が極めて乏しい状況にあることは変わりなく、二次史料を積極的に評価し、歴史事実を明らかにして行くことが求められている。

本稿では、浜田藩成立に関わる古田家の転封過程に焦点を当て、石見や伊勢の地誌類にある関係記事について、元和五年当時の動向や古田家の転封に関する他大名家の転封状況などを踏まえながら検討し、少しでもその過程を明らかにしたい。

転封過程に関する諸説

古田重治の浜田転封について、島根県内、特に詳しく著述されることの多い浜田において、これまでどのように認識されてきたのかを整理すると、表一のとおり大きくA～Cの三系統に分けることができる。

A系統は、地誌類の記事を引用またはその主旨に沿って、転封過程を著述したものである。長文となるが、地誌類の中でも代表的な『己面白抜萃』を示すことにする。

【史料一】

元和五巳未年高五萬四百四十弐石五斗一升弐合 濱田領として竹村丹後守様御引渡 濱田龜山の御城主古田大膳大夫様伊勢國松坂ら御引移・・・慶長五庚子年美濃國關ヶ原合戦ノ砌

爲御味方 松坂城守て忠勤有 軍兵ハ同國阿野津ニ出張御加勢ありければ御加恩として元和五巳未年二月十三日石見國二テ五万石拜領と云々 同年三月廿三日古田將監 勝長兵衛 鈴木左傳 蘭岡甚左衛門 星合兵左衛門 笹倉甚太夫 古市久馬此地ニ下向有て所々の山川地理檢分しける・・・那賀郡濱田庄ハ狭けれ共大川の流れあり 左右に湊有て萬端自由宜しへ御城下に定り・・・同年八月十七日古田大膳大夫重治様入部と云々 市木迄御迎に罷出候百姓之内漁夫孫右衛門ハ於末代地子銀之御免除被仰付候・・・同年六月十三日藝州廣島城主正則安藝備後兩國被召上 同年七月十五日安藝之國備後國之内淺野但馬守長景拜領被仰付候 備後國之内福山者水野日向守勝成拜領被仰付候 其節福嶋之家老福嶋丹波以下籠城之聞え有之ニ付 隣國大小名馳向ひ攻崩候様ニ御下知 伋之濱田より壹番手ニ番手之備壁坂迄出張有之筈ニ付暫時御普請御延引ニ相成候由 同六庚申年二月より御山江城御築有之候・・・(以下省略)

『己面白抜萃』

この史料一によれば、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いによる戦功が、転封の理由とされ、一九年後の元和五年二月一日に転封が申渡されたとされている。三月二三日には、親族家老の古田将監(6)などの先発隊が浜田に到着し、城地が選定された。しかし、六月一三日、広島藩主福島正則の改易で出張したはずであるとして、浜田城の普請も延引したとしている。そして、八月一七日に重治が浜田に到着し、翌年二月から築城

が行われたという。なお、領地の引渡は、銀山奉行竹村丹後守が行なつたが、その時期についてはふれられていない。

この系統は、昭和五年（一九三〇）刊行の『島根縣史』九巻（⁷）をはじめ、昭和五二年（一九七七）に刊行された『浜田の文化財』（⁸）まで影響を与えていた。

B系統も基本的には、地誌類の記事によつて著述されたものであるが、昭和一〇年（一九三五）刊行の『濱田町史』（⁹）や昭和一五年（一九四〇）刊行の『那賀郡史』（¹⁰）において、大島幾太郎氏は、地誌類一辺倒の著述に対し、そのまま引用することを避け、幾つかの点で検討を行なつている。最も大きな点は、転封理由を慶長一九年（一六一四）から翌年にかけて起つた大坂の陣の戦功としたことである。このほか、将監家来が先発して領地の請取を行なつたとしながらも、「竹村丹後守」の名前は削り、また、正則改易に伴う浜田城の普請延引も除いている。しかし、一方で、八月一一日に重治が松坂を進発し、浜田に到着したとしている。

この系統では、昭和四八年（一九七三）刊行の『浜田市誌』上巻（¹¹）をはじめ、具体的な月日を除いたり、伝聞表記にしながら、平成四年（一九九二）刊行の『ふるさとを築いたひとびと』（¹²）まで影響を与えていた。

このような状況に対しても、全国的な視点から再検討を行つたのが、C系統とする桑原韶一氏の研究である。桑原氏は平成一四年（二〇〇二）に「古田氏をめぐる二、三の問題について」（¹³）を発表し、転封理由を徳川頼宣の和歌山転封に伴つて重治も浜田へ転封したとされた。また、転封発令についても、

『徳川加封録』の「古田兵部少重勝」（¹⁴）に記述される「七月二十六日」を根拠とされた。

これによつて、地誌類に記述される二月一三日の転封発令日から七月までの記事が、史料的に信憑性の薄いものであることが示されたことになる。同年に刊行された『浜田の文化財』（¹⁵）では、転封理由など著述の訂正が行われたが、依然として、A・B系統の影響を払拭するには至つていない。

そこで、桑原氏が指摘された転封理由を踏まえた上で、改めて転封発令日や重治の浜田到着などを含め、具体的に転封過程について再検討を進める。

將軍上洛と諸大名の動向

元和五年は、二代將軍徳川秀忠が五月二七日から九月一八日にかけて上洛した年である。この上洛に伴つて江戸には留守居が置かれ、政治中枢は伏見城に移り、政務が執行された。

この上洛の目的は、①広島藩主福島正則改易事件の処置、②駿府藩主徳川頼宣の和歌山配置、③伏見城廃城に伴う大坂城修築と大坂の幕府直轄化、④先の①～③に関わる大規模な諸大名の配置替、⑤秀忠にとつて長年の懸案であつた娘和子の入内問題の五項目に集約することができる（¹⁶）。

この中で、秀忠が上洛前から対処していたのが、広島城の修築を幕府に無断で行なつた正則の改易事件である。ここでは、この事件をとおして、重治をはじめとする諸大名の動向に絞つて、表二（¹⁷）のとおり整理し、簡単にふれておきたい。

まず、この事件が細川家などの諸大名に風聞として耳に入つ

たのが四月二一日前後のことである。同月二十四日には広島城の破却で決着するが、当初は立腹した秀忠が厳罰を命じたため、年寄衆の本多正純が、外様大名の中でも功労者である正則を改易すれば、諸大名の内、一〇人ばかりは不服として徒党を組んで離反すると説得している⁽¹⁸⁾。このように元和五年段階における外様大名との関係は、依然として、不安定な側面を有していたことが分かる。

秀忠の上洛に伴つて、五月六日前後には、諸大名も次第に上洛し、同月二七日にはほとんどの諸大名が山科で秀忠を迎える、「日本國諸大名皆々在京也」という状況であつた。

ところが、六月二日になつて、広島城の破却が不履行であるとして、正則に改易が申渡された。さらに、広島城などで籠城する構えをみせたため、同月九日には、松江藩主堀尾忠晴など一三家をはじめ、津和野藩主龜井政矩など中国・四国のはとんどの大名に出陣が命じられた。また、翌日には在京諸大名の家老が招集され、幕府年寄衆から改易経緯の説明が行なわれると、洛中は風聞で騒動となつてゐる。同月二八日に広島城の請取が完了するものの、広島に出陣してゐた諸大名は、七月一〇日前後にになつてから引き上げ、藩主らは直ちに上京してゐる。

このように、重治の転封直前の動向は、秀忠の上洛に合わせて、五月初頭前後から同月二七日までに全国の諸大名が伏見に参勤しており、重治も同様に参勤していたといつてよい。また、参勤直後の正則改易による動揺と、一〇万ともいわれる広島への大規模な軍事行動が、六月九日から七月一〇日前後にかけて行なわれ、国内の政治的、軍事的緊張状態が高まり、出陣して

いない重治などの諸大名も危機感を持つて、事態の推移を見守つていたと考えられる。

転封発令日について

重治の浜田転封について、『寛永諸家系圖傳』、『寛政重修諸家譜』、『徳川實紀』などは、「元和五年」とするのみで、月日については記述されていない。現在知られている史料において、月日が記述されているのは、『徳川加封錄』の「古田兵部少重勝」にある「元和五年七月二十六日大膳亮重治千石ヲ加賜セラレ封ヲ石見國ニ移サレ濱田城ヲ治ム」のみである。先にふれたように桑原韶一氏は、この七月二六日を根拠とされている。

しかし、この史料は、元和五年に二千石の増加があつたとする間違いなどがあり、史料の信憑性について検討する必要がある。そこで、古田家の転封理由となつた徳川頼宣の和歌山転封と、これに連動して和歌山から福島正則改易後の広島へ転封した浅野長晟及び和歌山藩に編入された藤堂高虎の田丸領（三重県玉城町）の動きについて、表三⁽¹⁹⁾のとおり整理し検討する。まず、長晟の発令日であるが、長晟の正室が秀忠の妹（振姫・家康三女で元和三年死去）であつたため、七月一八日に秀忠の寝所奥座敷に呼ばれて、内意が伝えられたことが確認できる。なお、七月一五日とする『徳川實紀』の記述は間違えである。

次に頼宣の発令日であるが、『上杉年譜』によれば「紀州和歌山并勢州田丸城同松坂城」への転封を七月一九日とし、『徳川實紀』なども同様である。この転封にあたつては、秀忠が頼宣の駿府へ溺愛していたという徳川忠長を置く構想や正則の改

易など諸大名の配置替といった大名統制などの政治的課題も問題化していた。頼宣の左遷ともいえる和歌山転封が決着して発令されたのであるが、不満を持つ頼宣を説得するために、伊勢国内でも経済的に豊かな松坂藩と津藩田丸領及び白子（三重県鈴鹿市）を組み入れたと考えられている⁽²⁰⁾。

高虎の田丸領などの発令日は、『高山公實錄』などのとおり、七月十九日であり、「伊勢の内田丸松坂二城」が和歌山藩に管轄されたとしている。

このように、頼宣転封と高虎の田丸領編入発令日は、ともに七月十九日であり、また、長晟への内意（発令日）も前日の一八日とはいえ、これは特殊な立場によるものであつて、基本的には、転封し合う大名の発令日は同日と考へるべきで、正式には一九日といえよう。この点は重治の発令日においてもいえることで、史料でも田丸と松坂の和歌山藩編入を併記していることから、同時に行なつたものと考えられ、七月十九日とするのが妥当といえる⁽²¹⁾。

転封過程の事例

重治の転封と関連する藤堂高虎と浅野長晟のほか、大和郡山（奈良県郡山市）から福島正則改易後の福山（広島県福山市）へ転封した水野勝成を例に、各藩主がどのように対応したのかを表四のとおり整理し検討する。

高虎による田丸領への対応は、七月二二日に幕府上使二人が田丸へ赴くことを伝え、対応を指示している。二日後の二四日には幕府上使が進発したことなどを伝え、八月六日には田丸城

の引渡が完了している。引渡にあたつては、当然、田丸城の請取を行なう和歌山藩家臣も対処していたといえる。

長晟については、先にふれたように七月一八日に国元へ転封の指示を出し、同月二二日には和歌山に帰城している。同月二七日の書状には、近日中に広島へ赴くことを述べるとともに先発隊を派遣している。そして、八月六日に備後国鞆（広島県福山市）に到着し、幕府上使から領地を引継ぎ、同月八日の夕方には広島に到着している。

勝成は、大坂の幕府直轄化に伴つて、大坂藩主松平忠明が大和郡山へ転封することになり、七月二二日に福山への転封を申渡されている。そして、八月四日には備後国鞆に到着し、幕府上使から領地を引継いでいる。

以上のように、幕府や幕府上使、各藩主の対応は、非常に素早いものであり、八月五日前後には、それぞれ幕府上使と領地の引渡や請取を行なつていている。なお、高虎は秀忠上洛の責任者であり、さらに徳川和子の入内問題や大坂城修築にも関わつていたことから、家臣に指示して対応させてている。

幕府の動きについては後述するが、高虎の例では、七月一九日に転封が申渡され、その三日後の二二日に幕府上使の人数や名前、さらにその二日後の二四日には進発日の情報が、隨時、幕府または幕府上使から伝えられている点を押さえておきたい。

転封関係史料の検討

石見地域の地誌類にある転封関係の記事については、先に整理、検討したとおりであるため、次に伊勢地域の地誌類に記述

される転封関係の記事を検討することにしたい。

最初に二つの史料について検討する。史料一は宝暦二年（一七五二）一月に久世兼由が著作した『松坂權輿雜集』で、伊勢地域における基本的な史料として用いられている。史料二は寛政八年（一七九六）二月に牧忠右衛門が著した『親類書』⁽²²⁾である。牧家は元和五年暮に和歌山藩の松坂代官長野九左衛門に御城番六人衆の一人として召抱えられた家である。

【史料二】

元和五年五月伏見江参勤之節石見の濱田へ所替被仰出、同

七月伏見より直に濱田移城之由ニ語傳ふ。・・・以下省略

元和五己未年紀府御領城と成、御家大蔵新右衛門某、井村善九郎某、笠原助左衛門某、古田家臣古田助左衛門と松坂二而御城（松坂城）請渡し右大蔵氏暫逗留諸事作畧・・・松坂御代官長野九左衛門を置き・・・（以下省略）

『松坂權輿雜集卷一』

史料二、三の内容は、類似しているが、若干異なる表現や語句などもあり、より具体的な表現の方を用いて整理すると次のとおりとなる。

①「未年御上洛之刻」「五月伏見江参勤」とあり、秀忠上洛時の五月に重治が伏見へ参勤したとしている。この点については、上洛に合わせて、五月初頭前後から同月二七日までに全国の諸大名が、伏見に参勤していたことは確認したとおりである。

②「参勤之節・・・濱田へ所替被仰出」七月伏見より直に濱田移城について、重治が伏見に参勤した際、浜田への転封を申渡され、七月に伏見から直ちに浜田へ移つたというものである。これに関しては、すでに検討したとおり、伏見で七月一九日に転封を申渡されている。ただし、「伏見より直に濱田」へ赴いたか否かについては、浅野長晟、藤堂高虎、水野勝成の事例によれば、それぞれ非常に素早い動きをしていることから、重治も同様であったと考えられるが、この点については後述したい。

〔史料三〕

松坂御城先城主古田兵部少輔殿	江戸大御普請御越候
節腫物御煩御死去之由	御子息きたい殿御幼少故
御舍弟古田大膳を後見ニ被仰付	未年（元和五年）御上洛之
刻大膳殿御參勤	同年夏伏見より直ニ石州浜田江御国替ニ而御
越候由	大膳殿家老古田助左衛門松坂ニ而大蔵新右衛門殿
井村善九郎殿	笠原助左衛門殿江出合
	御城其外侍屋敷諸色

相渡申候由 新右衛門殿御組同心八九人不足ニ付 御抱被成候 其節御城番六人之内浪人二而罷在候者も御座候得共 同心二者不被出候 然候処 同年暮長野九左衛門殿御越 六人之者御城番ニ被召抱候 御切米ハ三石武人扶持ニ而侍屋敷分手作分被下 御城廻り藪山落葉下草等申請罷在候

『親類書』（牧家文書）

③「同年暮（松坂御代官）長野九左衛門殿御越」とあるため、この記述から、元和五年暮までには、和歌山藩への松坂城引渡

が行なわれたと理解できる。しかし、高虎の田丸城引渡では、八月六日に幕府上使と行なつてはいることから、松坂城引渡も、同日またはその前後で、あまり日を空けない時期であつたと推察される。当然、幕府上使のみでなく、請取側の和歌山藩家臣もあり、それが大蔵新右衛門、井村善九郎、笠原助左衛門である。なお、徳川頼宣は八月一三日に和歌山城へ入つてはいる。

④「大膳殿家老古田助左衛門松坂ニ而」『相渡申候由』の記述

については、重治の家老古田助左衛門が松坂城の引渡を行なつたとするものである。「家老」の「助左衛門」については、関ヶ原の戦いで、藩主（古田重勝）不在の松坂を守つた人物として『松坂權輿雑集』、『藩翰譜』、『徳川實紀』などで紹介されてはいる。史料としては、慶長八年霜月一一日古田重勝奉公人下知状写⁽²³⁾に名前が見え、また、松江城下町遺跡出土荷札に「古田助左衛門様之内松本八左衛門殿有田左兵衛へ」「大豆四拾俵之内濱田より」⁽²⁴⁾とあるほか、「石州之内濱田古田兵部少輔重恒公城下之繪図」⁽²⁵⁾には、浜田城大手門正面の屋敷に名前があり、後の浜田藩主松平（松井）周防守家の家老岡田竹右衛門や本多家の家老都筑惣左衛門と同じ屋敷位置である。このことからも、助左衛門は実在し、松江城在番を実質的に取り仕切つた筆頭の同族家老であつたと考えられる。松坂城引渡に関しても、さらに重治の動きとも関連してくることから後述したい。

次に、転封に伴う重治の動きを示す一次史料を提示し、検討したい。史料は元和五年八月二日に幕府上使から重治へ渡された引渡帳である。ここでは史料四として「石見国之内郷帳」と史料五「石州内古田大膳領舟役かこ役帳」を示す⁽²⁶⁾。

【史料四】

古田兵部少伊勢守國替之節竹村丹後守殿在之水帳ハ無御渡シ此石高帳壹冊并浮役帳貳冊請取右三冊之内貳冊ハ江戸兵部少屋敷ニ御座候付火事ニ相申候 其本帳写置只今指上申候百姓前高付ニ御引合為可被成奥書如此御座候 以上

慶安元年

八月二日

古田将監 印

『石見国之内郷帳』

【史料五】

以上

元和五年未

八月二日

竹村丹後 印

伊丹喜之助

松平右衛門 印

『石州内古田大膳領舟役かこ役帳』

古田大膳殿

史料四には、古田重恒が死去し、無嗣改易となつた際に家老古田将監が慶安元年（一六四八）八月二日付けで、元和五年付けの引渡帳写に経緯を記したものである。この検討を行つた神崎彰利氏⁽²⁷⁾によると、重治は銀山奉行竹村丹後守から水帳を除く石高帳一冊と浮役帳二冊を引継いだとしている。これが

「石見國之内郷帳」と「石州内古田大膳領舟役かこ役帳」、「石見国古田領小物成帳」⁽²⁸⁾である。この内二冊は江戸屋敷で焼失している。史料五には、丹後守の印があり、表紙や各丁綴目にも印があることから、これが焼失しなかつた残りの一冊となる。

さて、史料五は、重治が八月二日に銀山奉行の丹後守、幕府勘定奉行伊丹喜之助と松平右衛門から領地請取を行なつたことが分かる。これによつて、大島幾太郎氏や地誌類にある重治の松坂進発日や浜田到着日は否定され、逆に地誌類に記述された丹後守による領地引渡の記事が、歴史事実を反映したものであつたことが確認できる。さらに、この八月二日という日付から、次の二点について検討を進める。

一点目は、重治が伏見から直ちに浜田に赴いたか否かであるが、七月一九日の転封申渡から八月二日の領地請取までは、両日を除いて一三日間しかないことになる。伏見から浜田への行程については、広島まで陸路と海路を用いる方法がある。表四のとおり浅野長晟と水野勝成がともに海路を用いていることから、重治もその可能性がある。長晟の場合は、八月四日に和歌山を進発して同月六日には福山の鞆に到着し、領地請取を行つて広島に到着するのが同月八日の夕方のことであるから、実質的な行程日数は四日程度と思われる。因みに浜田藩による弘化元年（一八四四）の参勤交代では、伏見から大坂まで船で一日、大坂から広島まで陸路で一〇日の行程日数であった。

広島から浜田へは、中国山地を越える陸路と下関を経て浜田へ向かう海路がある。地誌類では、重治が中国山地を越えて浜

田に赴いた記述になつてゐるが、史料的な根拠はないものの検討の余地がある。この行程の場合、先の参勤交代の例では三日の行程日数である。海路についても同様の行程日数と思われる。

このように、伏見から浜田への行程日数は、最低でも七日程度を要する。さらに、転封の指示や進発の準備をする日数を考えれば、重治本人が松坂に帰城する時間的余裕はなく、直接伏見から浜田へ赴いたと考えるのが自然であろう。そうであれば、松坂については、筆頭の同族家老である助左衛門を伏見から松坂へ帰城させたか、或いは松坂に留守居として残つていた助左衛門に指示して、幕府上使や和歌山藩家臣に対する城引渡などを行なわせたと考えられる。

以上のように、史料二、三に記述される重治の転封関係記事は、後に作成された二次史料ではあるが、歴史事実を反映したものであると評価できる。

二点目は、幕府上使の動きについて、表五のとおりふれておきたい。領地引渡は、浜田で八月二日に重治に対して行い、福山の鞆では、同月四日に勝成、同月六日には広島に向かう長晟を立ち寄らせて行つてゐる。福山の鞆で対応した幕府上使は、両地の引渡帳によると、いずれも五味金右衛門、大久保六右衛門、伊丹喜之介、松平右衛門の四名である。同月四日の勝成への引渡帳には、この四名全員の印があることから、そろつて引渡を行い、そのまま長晟が到着する同月六日まで待機したといえる。しかし、八月二日の重治に対する幕府上使も銀山奉行の丹後守を除けば、同じ喜之介と右衛門である。浜田から福山へ二日弱で移動することは物理的に困難であることから、史料五

の引渡帳のとおり、喜之介と右衛門の名前を記載するだけで、丹後守のみ印を押して重治に引渡を行つたことが分かる。

このように、幕府上使の待機や本来三名の内、丹後守のみで対応したことなど、幕府が中国地方へ転封する重治、勝成、長晟の引渡を一括する形で捉え、調整を図つたといえる。また、先にふれた藤堂高虎の引渡のように、幕府または幕府上使から担当者名や進発日などの期日、引渡場所などの事務的情報が隨時通知（指示）されていたと考えられ、重治などの藩主もその指示の中で、対応を迫られたと考えられる。

おわりに

石見、伊勢地域に展開する地誌類から重治の浜田転封に関する記事を取り上げて検討した。その結果、石見の地誌類では竹村丹後守による領地引渡に関する記事を除けば、史料的に信憑性が薄いといわざるをえない。一方、伊勢の地誌類については、歴史事実を反映した記事であつたといえる。

浜田への転封過程をまとめれば、次のとおりとなる。①古田重治は、元和五年の秀忠上洛に伴つて、五月に伏見へ参勤した。②六月二日の福島正則改易や広島への大規模な軍事行動が、七月一〇日前後まで行われ、政治的、軍事的緊張状態が生じた。将軍の「武威」が示される中で、重治など諸大名の危機感が高まつた。③このような状況において、重治は七月一九日に伏見で浜田への転封を申渡された。④幕府は中国地方の浜田、広島、福山の領地引渡を一括する形で捉えて調整を図り、これを幕府または幕府上使が、すぐさま指示し、各藩主は素早く対応した。

⑤重治は直ちに浜田への進発準備を進めるとともに、松坂の事後を家老の古田助左衛門に指示して、伏見から浜田へ進発した。⑥重治が浜田に到着し、八月二日には銀山奉行の丹後守から水帳を除く石高帳一冊と浮役帳二冊を引継ぎ、領地請取が完了した。⑦その後、重治は藩領支配の確立と城下町の建設に取組むことになった。

具体的な転封過程が明らかにできたとはい難いが、その概要の一端は明らかにできたかと思う。しかし、引続き検討⁽²⁹⁾が必要であるとともに、この転封が、元和五年の大規模な諸大名の配置替において、どのような政治的意味を有していたのかを検討する必要がある。さらに、浜田藩成立期の実像を明らかにするためにも、史料の収集と地誌類に記述される古田家関連記事の安易な引用を避け、地誌類の分析と史料的信憑性について検証を行なう必要があるといえよう。

平成二八年（二〇一六）六月四日、浜田の歴史研究にご尽力されました桑原韶一先生が八八歳でご逝去されました。本稿をご靈前に捧げ、謹んでご冥福をお祈りいたします。

註

- (1) 島根県立図書館所蔵。『大日本史料』元和六年十一月是月
条 島根縣『島根縣史』九卷 一九三〇年
- (2) 島根県立図書館所蔵。大島幾太郎『濱田町史』一九三五年
- (3) 島根県立図書館所蔵。島根県『新修島根縣史』史料篇三
一九六五年
- (4) 松阪市史編さん委員会『松阪市史』第九卷 一九八一年
- (5) 註(4)と同じ
- (6) 史料四にその名前を見る事ができ、家老と考えられるが、
古田助左衛門との関係については明らかでない。
- (7) 島根縣『島根縣史』九卷 一九三〇年
- (8) 浜田市教育委員会 浜田市文化財愛護会『浜田の文化財』
旧版 一九七七年。一九八七年の第四版まで刊行。
- (9) 大島幾太郎『濱田町史』一九三五年
- (10) 大島幾太郎『那賀郡史』一九四〇年
- (11) 浜田市誌編纂委員会『浜田市誌』上巻 一九七三年
- (12) 浜田市教育委員会『ふるさとを築いたひとびと』一九九二
年
- (13) 桑原韶一「古田氏をめぐる一、二、三の問題について」『亀山』
第二八・二九号 二〇〇一年
- (14) 清田黙「古田兵部少重勝」『徳川加封録 徳川除封録』
一八九一年
- (15) 浜田市教育委員会『浜田の文化財』改定版 二〇〇一年
- (16) 藤井讓治『天下人の時代』二〇一一年
- (17) 表中の出典で「大史○○○」とあるのは、『大日本史料』
- (18) 笠谷和比古「徳川幕府の大名改易政策を巡る一考察(一)」
『日本研究』第3集 一九九〇年
- (19) 表三～五の出典として広島県『広島県史』近世資料編II
一九七六年と『同』近世1 一九八一年を使用
- (20) 小山譽城「御三家紀州藩設置の政治的背景」『紀州史研究』
1 一九八五年
- (21) 『大日本史料』では、七月十九日条に「古田」『寛政重修諸
家譜』を収め、「徳川頼信(宣)(略)藤堂高虎(略)共二
十九日ナレバ、恐ラクハ同日ニアルベシ」と注記している。
- (22) 鈴木淳「牧家所蔵加藤枝直関係資料の紹介」『国文学研究
資料館紀要』二二 一九九六年
- (23) 三重県編「古田重勝奉公人下知状写」『三重県史』資料
編近世1 一九九三年
- (24) 島根県松江市教育委員会『松江城下町遺跡(殿町287番地)・
(殿町279番地外)発掘調査報告書』二〇一二年
- (25) 個人所蔵。浜田市教育委員会が調査を実施している。
- (26) 明治大学博物館所蔵。明治大学刑事博物館編『明治大学刑
事博物館第4集』一九七九年
- (27) 神崎彰利「解説」『明治大学刑事博物館第4集』一九七九
年
- (28) 註(26)と同じ
- (29) 大島幾太郎氏は先発隊を「(古田)将監家来」とし、将監
を含めていない。家來の名前は家臣名であり、正しくは吉
田助左衛門に属す家臣といえる。浅野長晟の例など先発隊

とその頁を示す。表三、四も同じ。

を派遣する例は多く、重治も派遣した可能性は高い。また、地誌類には松原浦（浜田市）の漁夫が重治を市木（邑南町）で迎え、案内したとして、地子銀を免除した記述がある。松原浦には地子銀免許があり、関連するのであれば、中国山地を越えて浜田に赴いた可能性もある。

	A系統 (江戸～昭和52年)	B系統 (昭和10年～現在)	C系統 (平成14年～現在)
転封理由	関ヶ原の戦いの戦功	大坂の陣の戦功	徳川頼宣の和歌山転封
2月13日	幕府が古田重治の転封を命じる	幕府が古田重治の転封を命じる	
3月23日	古田将監等先発隊が浜田に到着	古田将監（家来）等先発隊が浜田へ発進	
	濱田領として竹村丹後守様御引渡	領地引渡	
6月13日	広島の福島正則改易で出張。浜田城普請延引		
7月15日	広島は浅野長晟、福山は水野勝成が転封		
7月26日			幕府が古田重治の転封を命じる
8月11日		重治が松坂を出発 『浜田町史』のみ記述	
8月17日	重治が浜田に到着	(8月・8月末とも) 重治が浜田に到着	

表一 浜田転封に関する諸説

4月21日	(略)廿四日御發駕可被成と思召候處 廿一日之晚福島左衛門太夫殿不得上意廣島の城普請仕り御法度を背のよし 急度上使立候故此落著可被聞召とて御逗留之處 (略)『細川家記』(大史653)
4月24日	(略)福島左衛門太夫殿居城 不彼得御意被致普請候儀 御耳立申候処不届之由被仰出 則彼居城被致破却 御前相済申候 (略)『譜牒錄』(大史642) (略)(本多正純)被申上候ハ 福島御果シ候ハゝ 諸大名之内士人斗頭をそり引籠可申之由 (略)『細川忠利書状』元和八年十月廿一日付け (熊本県史料近世編第一)
5月6日	一 諸大名衆次第上洛二て候 近比加藤殿 細川殿 毛利伊勢守殿 長尾殿 寺澤殿 山名禪高上著候事『薩藩舊記増補』五月六日付け (大史563)
5月27日	上洛せし諸大名ことごとく山科に出迎へ奉る『徳川實紀』五月廿七日条 廿七日將軍家御上洛伏見城ニ著御也日本國諸大名皆在京也 (略)『春日日記』(大史630)
6月2日	(略)然所ニ上石計取除其上以無人送數日義重疊不届之仕合思召候 此上者兩國被召上兩國爲替地津輕可被下之由 被仰出之候也 (略)『向山誠齋庚戌雜綴』六月二日付け (大史643) ※7月2日津輕から信濃国川中島へ変更
6月9日	以上 急度令啓候仍而被爲召候間 今晝時分至伏見可被成御登城候恐々謹言 六月九日 土井大炊助 安藤對馬守 松平土佐守殿 人々御中『山内家記録』(大史692) (略)六月九日江戸此度福島左衛門太夫正則御改易被仰付候 城不相渡ニ付大名十三頭廣島發向被仰付 上使安藤對馬守 同右京 永井右近太夫 同日向守 城請取諸將等ハ本多美濃守 加藤左馬助 酒井宮内少輔 池田備中守 松平宮内少輔 山崎甲斐守 松平阿波守 松平土佐守 平長門守 森美作守君 生駒讚岐守 堀尾山城守 松平新太郎以上十三頭廣島發向也 (略)『森家先代實録』(大史686)
6月10日	十日御年寄衆(よ)り御状被遣候分ハ公方様仰出之旨御座候間 下衆壹人宛指上候得と仰出之よし (略)諸大名衆へ御理ニ御座候何も國々の年寄衆被罷出御状之通を被承候 (略)『佐竹家臣梅津政景日記』(大史650)
6月12日	六月十二日癸亥福島左衛門大夫安藝備後兩國ヲ公方へ御取上候 貨虫騷動以外候『土御門泰重卿記』(大史664)
6月28日	一 六月廿八日至廣島各一所ニ御著 同日城無異儀御奉行衆御請取之上忠義公を初諸大名衆御番所堅御勤被成之由 (略)『山内家記録』(大史699)
7月10日前後	一 七月十日前後廣島表諸大名方御引拂 忠義公直ニ上京 (略)『山内家記録』(大史699)

表二 福島正則改易経過と諸大名の動向

浅野長晟 和歌山藩 ↓ 広島藩	御国替之義 今日我等を御前へ被為召出 弥安芸国へ可被遣旨上意候（略）いつも御しん（寝）なり候奥の御座敷へ被為召被仰出候は（略）第一広島へ引越候事遅候はば是又公儀如何候間 早速相越候様に其元尽相無油断諸職可被入精候 尚追々使者可遣候（略）七月十八日付け「一一八 浅野長晟書状」『広島県史』近世資料編II 五年七月十八日 加増あり且封地をうつされ安藝をよひ備後半國をたまハリ四十二万六千五百石餘を領し（略）『寛政重修諸家譜』（大史54）
徳川頼宣 駿府藩 ↓ 和歌山藩	十九日駿河大納言卿。駿河遠江兩國の封地を轉じ。紀伊國并伊勢の松坂。合て五十五萬五千石を給はり。和歌山の城主たらしめらる。（略）『徳川實紀』七月十九日条 同年秋七月十九日駿河中納言頼宣ヲ召テ駿州遠州ヲ轉シ紀州和歌山并勢州田丸城同松坂城五十五萬五千石ヲ賜フ コレニ依テ御祝儀ヲツカワサル『上杉年譜』（大史54）
藤堂高虎 津藩田丸領 ↓ 山城国大和国へ替地	五年七月十九日田丸乃所領五万石を山城國相樂大和國添上山邊十市四郡乃うちにうつさる『寛政重修諸家譜』（大史62） 同七月十九日遠江侯紀伊に改封せられ伊勢の内田丸松坂二城を管せしむ改て公に大和山城に於いて五萬石の替地を賜ふ『高山公實錄』（大史62）

表三 他大名家の転封発令日

月 日	藤 堂 高 虎 (津藩)	浅 野 長 晟 (和歌山藩)	水 野 勝 成 (大和郡山藩)
7月19日	田丸領の替地発令	広島への転封発令	
7月22日	一 水谷九左衛門と二人 兩人其地へ可被參候間法 度書之とく念入申付右之 衆へ其元仕廻候者相渡そ れへ二帳を作り請とり を取(藤堂)主殿皆～ 召連津へ可罷越候事 七月廿二日付け『高山公 實録』(大史64)	(伏見から) 和歌山城に 帰城『広島県史』近世1	〈福山への転封発令〉 廿二日(略) 水野日向守 勝成は郡山六万石を轉じ。 備後福山にうつり。(略) (重修譜に八月四日とす といへども。これも前條 と同じくこゝに收む。) 『徳川實紀』七月廿二日 条
7月24日	其許城請取ニ水谷九左衛 門今一人御奉行今日爰瓦 相立被越候いつれち念入 帳面を以引渡可申候 七月廿四日付け『高山公 實録』(大史65)		
7月27日		(略) 拙子儀も近日其地 (広島)へ罷越可申と奉 存候(略) 七月廿七日付 け「一一九 浅野長晟書 状」『広島県史』近世資 料編II 浅野左衛門佐等が広島請 取のため先発『広島県史』 近世1 (自得公済美録12)	
8月4日		海路西下『広島県史』近 世1	海路駒(備後国)に上陸 し、ここで幕府上使から 10万石余の領地引渡し 『広島県史』近世1
8月6日	一 田丸之城何も念入相 渡候由尤候 委細ハ先書 二申遣候事 八月六日付け『高山公實 録』(大史66)	備後の駒に到着(略) 幕 府上使が待機していた (略) ここで滞りなく新 領地の引渡し『広島県史』 近世1	
8月8日		夕方に広島に到着「自得 公済美録第十二」『広島 県史』近世1 (略) 八月八日從紀州 藝州江御入國被爲遊候而 (略)『舊考録』(大史55)	
8月13日	徳川頼宣 和歌山城に入城『南紀徳川史』(大史92)		

表四 他大名家の転封過程

<p>古田重治の浜田転封</p> <p>八月二日（石見国浜田に到着請取）</p> <p>〔石州内古田大膳領舟役かこ役帳〕</p> <p>元和五年未</p> <p>八月二日</p> <p>竹村丹後（印）道清 伊丹喜之助（印なし） 松平右衛門（印なし）</p> <p>吉田大膳殿（重治）</p> <p>水野日向殿（勝成）</p> <p>（中略） 右引渡之帳并御書出寫進之候以上 寛文四年四月廿五日</p> <p>小笠原山城守殿 永井伊賀守殿</p> <p>水野民部判</p>	<p>水野勝成の福山転封</p> <p>八月四日（備後国鞆に到着請取）</p> <p>〔備後國福山領高辻村々帳〕</p> <p>元和五年己未八月</p> <p>五味金右衛門 大久保六右衛門 伊丹喜之介 松平右衛門佐</p> <p>五味金右衛門 大久保六右衛門（忠尚 幕府上使） 伊丹喜之介（康勝 幕府上使） 松平右衛門（正綱 幕府上使）</p> <p>判 判 判 判</p> <p>浅野但馬殿（長晟）</p> <p>右安芸国一円元和五年但馬守長晟国替節引 渡知行郷村帳面字面并行數依本書写之畢 享保四年十二月吉辰</p>	<p>浅野長晟の広島転封</p> <p>八月六日（備後国鞆に到着請取）</p> <p>〔芸備初知郷村帳字面写安芸国御知行帳〕</p> <p>元和五年己未八月</p> <p>五味金右衛門（豊直 幕府上使） 大久保六右衛門（忠尚 幕府上使） 伊丹喜之介（康勝 幕府上使） 松平右衛門（正綱 幕府上使）</p> <p>判 判 判 判</p>
<p>『明治大学刑事博物館第4集』所収</p> <p>〔備陽六郡志〕</p> <p>〔大日本史料〕第十二編之三十一所収</p> <p>『広島県史』近世資料編II所収</p>		

表五 引渡帳記載の幕府上使

松江の郷土誌『彗星』主幹・岡田建文の靈怪研究

西 島 太 郎

はじめに

本稿で明らかにするのは、大正時代、島根県松江市において郷土誌『彗星』を発刊し、昭和時代初めには靈怪研究家として数多くの怪異現象を記録し公表した、岡田建文の生涯とその靈怪研究についてである。

歴史学において、怪異現象を怪異学として研究するようになつたのは、二〇〇〇年代に入つてからである。二〇〇〇年から小松和彦編纂による『怪異の民俗学』（河出書房新社）シリーズが刊行されるが、その第二巻「妖怪」特集の一編として岡田建文の「石見牛鬼譚」が収載された。また、二〇〇三年刊行の小松和彦編『日本妖怪学大全』（小学館）収載の一柳廣孝「一九二〇年代、〈心靈〉は増殖する」の第四節「心靈学・靈学・民俗学の交差——岡田建文を中心に」でも建文について触れている（¹）が、建文の代表的著書からの言及に止まっている。京極夏彦は、一九二六年（昭和二）刊行の建文の代表的著書『動物界靈異誌』を例に、「岡田が『妖怪』＝『オカルト全般』的な意味合いで使用」していること、そこには「妖怪」語句に井上円了が込めた「否定すべき前近代」という意味合いが払拭されていること、その後一九三〇年に民俗学の祖である柳田国男が

「妖怪学」という言葉を使用し出すことを明らかにしている（²）。国男は建文に関心を示すが、その理由を横山茂雄は、西欧における心靈現象の研究を日本にあてはめて事例を探り、「本邦の怪談実録、超自然譚の蒐集に情熱を燃や」したのが建文で、その研究姿勢が、同時期に「西歐民俗学を貪欲に吸収しつつも早くから本邦の怪談奇談に通曉し幽冥思想の探求に努めてきた柳田^(国男)の意にかなつた」ためとする（³）。

しかし、民俗学のなかで建文とその著作について研究されることはなかつた。その理由を大塚英志は、建文を「怪人」であり「オカルティスト」と評価した上で、民俗学の成立期、国男はオカルティスト建文に好意を示していたが、民俗学がオカルト的側面を切り捨て学問として成立していくために、学問として成立して後、「偽史」「オカルト」は民俗学者から見向きもされなくなり、排除されていったことを明らかにした（⁴）。

つまり、怪異学、妖怪学、民俗学の中で建文は、「怪人」「オカルティスト」とのみ語られ、彼の人物像や著作には十分関心が向けられていないのである。建文がなぜ、「怪人」であり、また「オカルティスト」とでも呼ぶ存在であつたのか。幸い建文には、自身が編集・執筆した雑誌『彗星』や多くの著書（⁵）

二冊)、雑誌掲載の文章(約百本)がある。本稿では、建文の生涯を明らかにする事を通じ、その執筆の姿勢や思考の変遷に迫る。

1 松江藩士岡田家——鷹匠の家——

岡田家は松江藩士で鷹匠の家であつた。建文自ら「曾祖父は清太夫」⁽⁵⁾と語つており、松江藩が作成した藩士の勤功録である「列士録」(島根県立図書館蔵)に載る、四代目岡田清太夫に繋がる家であることがわかる。「列士録」によれば、元祖岡田清太夫は伊勢国を先祖の地(本国)とし、武藏国で生まれ、会津若松藩主の蒲生秀行(飛騨守)に仕えた。その後、旗本の内田正信(信濃守)の肝煎りで、一六三八年に松平直政が信濃松本から出雲松江へ移封した時、直政に召し出され、三〇〇石を得た。孫の滋之助が一三歳の時に三代藩主松平綱近の「御兒小姓」に取り立てられたことで、岡田本家は弟が継ぎ、滋之助は嫡子であつたが分家として別に家を興すこととなつた。この滋之助が建文の家の元祖となる。代々一〇〇石取の家で、五代目督大夫はもと佐藤祥介(号幽巣)の弟であつたが、「鷹術」に優れたために、四代目岡田清太夫の養子となり「鷹術」を「家業」とする事を藩から認められた。五代目督大夫は初名を庄太夫、一八五九年(安政六)に前藩主松平斎貴の命で督と改号し、翌年更に督大夫に改号するよう命ぜられた。督大夫の次男も鷹匠方雇となり一八六三年(文久三)に六代目の家督を継いだ⁽⁶⁾。建文は六代目豊万之丞の子で、岡田家七代目にあたる。

2 幼少期の怪異現象

建文の出生は一八七五か七六年(明治八か九)で、松江の内中原町に生まれた。これは一九三四年に発表された建文の文章「紙魚の巣話」⁽⁷⁾に、「五十余年前に語り聞かされた内容」として「十歳の前後の少年時代に祖母から聞かされた」とあることによる。出生地は、建文の著書『靈怪談淵』(一九二六年)に「著者の生地の字内中原町」とある。

建文が靈怪研究に着手した動機は、「私の家や親戚で、昔(ママ)からいろいろの怪異事件が起つたことに胚胎する」とし、「親戚の佐野氏では」「幽靈事件」等、「少年時に夫等の事実談を毎度実見者からきかされて居た」からという。しかし、当時「少なくとも疑つてゐたのは学生時代に吸入した例の科学崇拜の余弊であらう」とする。「三十五六歳の頃迄は、幽靈、天狗、化け物、仙人、狐狸の魅惑などを猛烈に否認したもので、之を文章に書いて新聞に掲載したことまである」⁽⁸⁾と吐露している。靈的なものを否定する考えを持つていた建文であつたが、三五・三六歳(一九〇九・一〇年)頃から靈的なものを信じだす。そして確信的に自然科学を否定していくのが三八・三九歳(一九一二・一三年)頃だつた。

斯くいふ^(岡田建文)予も既往には、恰も今の予が嘆息を払ふ人の如き智識時代ありたり。猛烈なる非心靈党にして、一切の心象上の奇現象を、悉く変態心理の圈内に於て解釈を付して得たる事ありたり。然れどもある動機と特別なる研究法とに依りて、^(一九一三年)五六年前より從來の我知識及び哲学觀等に於て、

根抵^(マ)的に欠陥ありて、一大誤謬に彷徨せる事を確認するに至り候(9)。

建文は、子供の頃から怪異事件に遭つていたが、三五・三六歳頃までは猛烈な非心靈党で、「心象上の奇現象」を異常心理(変態心理)として捉えていた。しかし三八・三九歳頃に、ある動機と特別な研究法で心靈現象に確信を持つに到つたのである。

では、何が心靈現象に対する確信に導いたのであろうか。それは、恐らく一九〇九年に刊行された平井金三の著書『心靈の現象』(警醒社書店)と念写の発見が大きいのではないだろうか。すでに井村宏次が説くように、日本における「心靈研究の体系だつた紹介」は金三の右著書で、福来友吉の念写の発見はその翌年であつた(10)。

3 新聞記者時代——大阪新報と松陽新報——

出生後の建文の足取りは、大阪で新聞記者としてみえるまで明らかにできない。ただ「筆者は往年山陰道の休火山たる三瓶山麓の高原地に暫時住んでゐた」(11)と自ら語つており、三瓶山の山麓に住んだ時期は、以後の足取りから考えると大阪へ立つ前である。

建文は一九〇九年(明治四十二)一月下旬まで、「大阪新報」を発行する新聞社、大阪新報社に在職していた。「大阪新報」は、一八九〇年に創刊された「大阪商業新報」を一〇年後「大阪新報」と改題した立憲政友会の機関紙で、当初の社長は原敬

であった。同紙は、「大阪朝日新聞」「大阪毎日新聞」と共に大阪の三大新聞の一つである。そのため建文は大阪に居住し、有力な政党機関紙に勤めていたことがわかる。この時、建文は三五歳である。

大阪の新聞社で活躍していた建文は、一九〇九年一月下旬、島根県の地方新聞「松陽新報」を発行する松陽新報社(現、山陰中央新報社)へと引き抜かれる。これは同社の編集長が欠員していたため、代議士の岡崎運兵衛が議会のため上京する途中、大阪で一泊したその旅館で、編集長として来てほしいと建文を説得したことによる。「松陽新報」は、自由党や立憲政友会の主張に連なる「山陰新聞」に対抗するため、改進党や民政党的主張に連なる新聞として、運兵衛らが一九〇一年に創刊した新聞である。編集長を引き受けるにあたつて建文は、政党の機関新聞なのか、「當利主義」の「公平無私」の新聞なのか、その編集方針を運兵衛に問うた。建文は公平無私を望んだが、同紙創立の経緯からして運兵衛は飲むことができず、結局、「半々位を手加減」で折り合いがついた(12)。建文は、郷里の新聞社の編集長として引き抜かれていることからも、この頃、すでに筆の立つ有能な記者であり編集者であった。

大阪新報社奉職中の建文は、郷里の「松陽新報」にも連載を持つていた。「岡田射雁」の名で連載された「隱岐島後の騒擾譚」(一九〇六年一月)と「千鳥城と其城下」(同年三月)である。前者は、現在のところ建文の執筆が確認できる初見の文章で、幕末、隱岐島民が松江藩に対して「自治政府」を成立させたと見る見方⁽¹³⁾もある隱岐騒動について記した初めてといつ

ていい文章である。また後者は、その後一九一一年から三〇年（明治四十四～昭和五）にかけて編纂された『島根県史』（島根県）にほぼそのままの形で採用された（第九巻、一九三〇年。

「千鳥城造築と松江開府」と改題）。聞き書きを基にした叙述であつたが、県史に採用されたことがその後、松江城築城過程の基本認識として流布した⁽¹⁴⁾。二つの連載共に、奥村碧雲が編纂し一九三三年に刊行された『郷土資料 島根叢書』（一・二、島根県教育会）に採用されており、建文の著述が高く評価されていたことを知ることができる。このような実績が買われ、建文は「松陽新報」の編集者として期待されたと考えられる。三歳頃のまだ靈怪研究を志す以前である。

なお建文の号「射雁」は、祖父と父が鷹匠だったことによる。鷹狩の世界では、「諸鳥には歴然とした格付」があり、「鶴を筆頭として、次に雁、次に鴨という序列があり、これら三種はずれも大型の鳥で、その他の鳥とは明確にわれかれていた」⁽¹⁵⁾。「射雁」とは、「雁を射る」、すなわち雁を仕留めることで、他の小鳥とは区別された、最上級ではないにしろ大型の鳥を仕留めることを意味している。ここには大物を仕留めるという意味合いをみてとることができる。

大阪新報社を退社した翌二月から建文は、「松陽新報」の編集長となつた。しかしづか三年一〇か月で退社する。その理由は、松江連隊の新兵虐遇事件を扱った「松陽新報」紙上で、建文は連隊長の石黒氏を攻撃する雑報と社論を展開したが、上層部から執筆の中止命令を受けた。「情実に溺まれ易い新聞」と気づいた建文は、自らの思う様にいかない状況から、一九一

二年（大正元）夏に辞意を表明し、その年の十一月に退社した⁽¹⁶⁾。

4 松江の郷土誌『彗星』の創刊

建文は退社の翌十二月十七日付で、自らの主張を何の制約もなく述べることができる雑誌を創刊する。「彗星」と名付けられたその雑誌の創刊号巻頭には、次のような建文の思いが記されている（／は段落を示す）。

発刊の辞／彗星は天界の怪物なり、此もの一び中天に懸れば光芒万億里、群星顔色なし、古来人の之を妖星視し、國家不詳の前兆と為して警惕警むるは寔に宜なり。／然れども彗星素人事に何等の関係無し、彼は無意識の自然体なり、唯天界の規矩に遵ひ、機械的に彼等の軌道を運行する常星たるのみ、其現出に際して之を忌み恐るるは全く愚人に属す、／今や举星滔々相率て濁流に投ぜんとす政治家、上流者輩の多数は、驕慢射利、唯だ自家の顯栄を求むるに急にして、眼中に國家なく、上濁り下染みて軽佻風を為し、道義日に荒みてかの病既に国民の膏肓に入る。／吾人仍ちこの世道人心の危殆に当りて人界の一彗星を以て現はるゝ所以は、菲才自ら揣らずと雖も私かに期する所あらんとすれば也。／然れども眇たる微光、偉觀か怪觀かは自ら知ら

す、唯ただその常星じょうせいたると妖星ようせいたるとは、都すべて江湖まなこの眼に一任せん而已。

彗星は、古くから何かが起きる前兆を示す妖しい星として人々から忌み恐れられる。しかし彗星そのものは、宇宙の法則（天界の規矩）に則る軌道を進んでいるだけである。いま政治や人心の危機に際して、人間界の彗星として本誌を発刊するのは、自ら主張したいことがあるためで、世の中への警告と見られるか否かは、世間の評価に任せるとする。『彗星』七三号にも「四年前我誌が微力をあげて山陰の片田舎に起つたものは、当時の創刊号にも宣明したる如く社会人心の腐敗を警しめる為めで、彗星と号した所以も其所以ある」と明記しており、『彗星』は「社会人心の腐敗を警める」、人間界の「怪物」を目指して創刊された。その紙面は、誰でも読むことができるようルビを打つ工夫がなされている。

その奥付には、「松江市南田百番屋敷 編輯兼發行人 岡田利景／松江市北堀六十八番地 発行所 彗星社／松江市南田百番屋敷 印刷人 岡田督／松江市白潟魚町七一番地 印刷所 大山活版所」とある。編集と發行人を兼ねる岡田利景の所在地は、松江市南田町一〇〇番地で、同じ住所に「印刷人」の岡田督もいた。發行所である彗星社は、北堀八六番地（「六十八番地」は誤記）にあつた。利景は、旧松江藩士で水泳術に造詣が深く、一八九三年（明治二十六）頃から水泳術を教え、一九〇四年頃自ら道場を開き、その後市内の小学校・中学校の嘱託教師として水泳を教え、岡田流という流派を創出して全国の水泳

術の統一を提唱した人物である⁽¹⁷⁾。建文も、一九〇六年発表の「隱岐島後の騒擾譚」末尾で「松江市北堀町岡田利景氏」の厚意を受けたと謝意を記しており、松江における建文の協力者であつた。一九〇六年段階で、利景の住所が北堀町であることには、同町の彗星社の社屋は利景の協力と提供があつたと推察でき、南田町の住居も、大阪から帰ってきた建文を受け入れた利景の持家であつたものとみられる。

督は、建文の祖父（五代目）が名乗つた号である。また一九一四年二月の『彗星』二九号からは「編輯兼發行人 岡田利景／印刷人 岡田豊万之丞」と記される。豊万之丞は建文の父（六代目）が名乗つた号なので、岡田家の当主が名乗る号であつた。祖父督（督大夫）は一八六二年に没し、父の六代目豊万之丞も一八六三年の家督繼承後五一年を経て亡くなる。そのため印刷人の督や豊万之丞は、建文の祖父や父ではなく、岡田家当主が用いる号として、建文が用いた号と考えられる。建文は初め督、一九一四年二月に豊万之丞へと改号し、一九一八年からペンネーム「建文」を使い出す。以上の傍証として、建文が東京にいた一九二七年（昭和二）六月、心靈科学研究会が発行する雑誌『心靈と人生』（四一六）の編集者の交替時、奥付が「編輯印刷兼發行人岡田豊万之丞」と表記され、「編輯室より」欄では「会友岡田建文氏が次号から本誌の編輯事務」を行うと記す。翌七月号では「本月からよく岡田建文氏が編輯室に陣取らることになつた」とあり、ひと月前から奥付表記を変えていくが、この豊万之丞は建文のことと考えられる。

さて、建文と同姓・同一所在地に住む利景は旧松江藩士で、

一八九三年（建文一九歳）頃には既に水泳術を教えていたから、建文より年上の親類の一人とみられ、本筋筋の可能性がある。

実際には『彗星』の編集作業は建文が行つており、あえて編集と発行人を利景としているのは、松江での第一の協力者であること、及び教育者として市内小・中学校で教師をしていた利景を、全面に出す事で世間の信頼を得ようとしたためではないか。

『彗星』の発行は、毎月十日と二十五日の月二回で、毎号一五頁前後の頁数であった。創刊七年後の一九一八年二月からは月一回発行となる。編集、校正、広告取り、雑務を建文一人で担い、雑誌の発送は建文の家族四人で行つた。定価は五銭である。創刊号は五、〇〇〇部刷り、一、〇〇〇名の読者を得たといふ（『彗星』二四）。一九一七年には、佐賀県唐津の実業家である大島小太郎へも『彗星』購読依頼の葉書を送つてゐることから、松江だけでなく全国に読者を獲得しようとしていた⁽¹⁸⁾。また建文の家族が四人で、家族総動員で発送を行つていた事がわかる。

当初、建文は雑誌の発行をためらつていた。というのは経営面の不安が払拭できなかつたからであつた。しかし、松江市の木実方に住む木原「鬼仮氏の『養気の友』」は五年前に、我彗星より一ヶ月先^(マ)に生れて居たが、當時我社同人は、雑誌を発行せんとの心はあつたが、田舎で経営はどうしたものかと幾分か頭を撫つて居た所があるので、鬼仮氏の勇氣に倣ひ断然起つことに決心したのである（『彗星』八三）と建文が記すように、木原鬼仮の『養気の友』の発刊の実績が、建文をして『彗星』創刊に踏み切らせた。

木原鬼仮（通徳）は、松江で精神医療を行つた人物で、その師匠は原田玄龍である。師の玄龍は、一八七九年に東京大学印度哲学科開學時の講師を勤めた曹洞宗の僧である原担山の弟子に当たる。一八六九年（明治二）玄龍は、楞嚴教の耳根圓通の卷を扱つた担山の講義に感じ、耳の付け根（耳根）に力を用いる治療を発見した。これは担山の胸腹部に力を用いる療法とは違う。鬼仮は愛媛県生まれで、生来病弱にして一八歳で肺を患つた。二年間広島病院にて、死の宣告を受けたことで意を決し、郷里の遍乗院で参禪、一年余りで肺患は治癒した。鬼仮は体力的には難しいので、精神的に國家の為に働くことを思い立ち、一九〇二年（明治三十五）から心靈研究を始め、三年後、心靈哲学会を徳島市に設立、心身強健法を唱導した。その後神戸で中国人専門の心靈療法を試み（患者千名）、一九〇六年八月に島根県松江市に来て心靈療法を行つた。来松一年前から原田玄龍に付いて耳根圓通法を研究したが、思うようにはいかなかつた。しかし一九一五年（大正四）頃、ある靈山に籠り、下山の途中に忽然と耳根圓通法を悟つたという。一九一六年に茨城県から玄龍は松江を訪れ、鬼仮に印可を与え、この法を世間に広めることを一任した。その後、独自に耳根圓通法を応用した耳根圓通妙智療法を編み出し、鬼仮はこの療法も試みていた。この治療方法は「自己の心身解脫法」で、精神医療の一種である。鬼仮は、松江市寺町九九番地の心靈哲学会に照真道場を設けて人々に教授し、翌一九一七年に松江で『身心解脫耳根圓通法秘録』、『耳根圓通妙智療法秘録』を刊行した。鬼仮によれば、一九一七年までの一二年間に約一二、〇〇〇余人の患者を診たと

いう(19)。

『彗星』を創刊した一九二二年頃の鬼仏は、松江に来て六年、いまだ耳根円通法に自信を持ってていなかつた時期にあたる。しかし自ら雑誌『養気の友』を創刊し（月一回刊行）、自らが唱える「静座瞑想」や「丹田呼吸」の周知を図つた。建文にとつても、その売り上げなど大いに参考になつたものと推察される。鬼仏はその後、五年続けた『養気の友』を一九一六年に休刊し、その翌年新たに『心靈界』を松江で創刊する。これは「耳根円通法」や「妙智療法」の普及のためであつた。また木原養氣療院長として、青年を指導し千里眼（透視）能力の開発も試みていた(20)。

以上から、建文が自らの雑誌を創刊していく理由は、新聞記者として培つた取材力とその文才をもつて、誰からも縛られずに執筆し、その主張を世の中に発信するためであつた。その目指すところは、社会人心の腐敗を警しめる人界の彗星となることを願つたのである。

では世間では、『彗星』の評判はどのようであつたのか。東京にいた松江出身の英文学者で俳人の佐川雨人（春水）が帰省した際、立ち寄つた『彗星』を置く店で「この雑誌はどうですか」と店の人に聞いて見たら、^{そこ}其の若い店員が云ふのに「松江の悪口ばかり書いてあります。この編輯人の岡田さんは、松江を仇、敵の様に思つてられると見えます。こんな悪口計り書いてゐられたら、今に人が講読しなくなりませう」と言つた。これに対し雨人は、「彗星氏は、松江の誰人よりも強く松江を愛し又県下を愛する人である。氏は猛烈過ぎるほどに狷介的頑

固の頭をもつて居るから」と弁護する(21)。建文の当地批判は強すぎて、一部の市民には受け入れられないなかつたことがうかがえる。

5 靈怪否認論者から靈怪信奉者へ

『彗星』は、建文の編集のもと、時事や社会批判、文化、歴史、松江の郷土関係記事を中心に紙面が作られた。なかには、北里柴三郎（「小学校教員と肺結核 国民教育の大欠点」『彗星』九号）、黒板勝美（「現代的思想と日本歴史」『彗星』一四六号）などの中央各界の大物執筆者の文章もある。しかし一九一四年十一月の四六号紙面から、心靈関係の記事が掲載されはじめる。それは、日本女子大学創立者の成瀬仁蔵（「思潮摘要」）心靈の永生的なるのと人間進歩の関係からである。仁蔵は、晩年キリスト教を棄て混交宗教を唱え、靈的因素も認めていく(22)が、建文が大学創立者を心靈記事の最初にもつてきたのは、社会的地位のある人物による見解として位置づけるためと思われる。以後、『彗星』紙面には心靈関係記事が多くなつていく。

先述の如く、建文は三八・三九歳（大正初め）頃には、ある動機と特別な研究法によつて心靈現象に確信を持つていた。それまで紙面では封印していた心靈関係記事を、刊行二年が経ち具体的に掲載していく。このことは、大本教との出会い以前から、心靈に興味を持つていて実践していたことを示している。仁蔵の記事の二か月後（一九一五年一月）、建文自身による心靈記事「（万人必讀）死後の靈魂の研究（一）」の掲載が始ま（『彗星』五〇号）。以後七二回の連載を数える長編で、「掲

載の理由」を次のように述べる。人々が「死の研究は到底駄目なり、死は人生にあらず」と言つて死の研究をしないのは「愚」であるとする。そして「従来の死の研究者は多くは思索的なり非科学的」であり、哲学的な思索による研究を批判する。

況や近時欧米に於て心靈の研究年を逐ふて盛んならんとし、又近時彼國科学の大進歩と共に今や靈界の決して科学を度外視する能はざる思ふに至りしに於てをや。吾人が今死を研究するは靈魂の実態を研究するに外ならず、要は死後の存続如何にある也、

近年の欧米における心靈研究の盛行は、科学の進歩と共にあり、これを無視することはできない。この連載では、靈魂が死後も存続するのか否か、その実態を研究し、「人生研究」に役立てるのだとする。これを機に、心靈関係記事が毎号含まれるようになる。創刊三周年を終えた時、建文は『彗星』（七二号）紙面に「吾誌の一大希望」として「心靈方面に紙面を拡張する所以」を述べている。「社会改善」は、これまでの哲学や宗教ではできなかつた。しかし「人生の根本意義」を「心靈方面」に見出したため、「科学の領域からも材料を提供」できると考えた。その行き着く先は、「迷信、非迷信、生死を超したる一大真理の発見」へと到るだろうとする。やや扇情めいた文体であるが建文は、社会人心の腐敗を警める彗星となろうとした『彗星』誌の目標を、心靈方面に見出したのである。

6 宮武外骨との論争

—『スコブル』対『彗星』—

このような建文の姿勢に、ジャーナリストで世相風俗研究家の宮武外骨が反応している。事の起りは、『彗星』（九二号、一九一六年十月）の「公開場」欄に、外骨が主宰する雑誌『スコブル』を非難する、松江の奥村碧雲（教育者、郷土史家）の投稿を掲載したことに始まる。

▲雑誌界の奇才宮武外骨が東京で『スコブル』を創刊したが、今迄の『奇』や『不二』に較べると内容が大に劣つてゐる、外骨慥かに末路だ、スコブル彼れの価値を損じた、発刊せぬのが彼の為めに宜しいであつた（碧雲）

この文章を、そのまま外骨は『スコブル』二号（同十一月）に「スコブルに対する毀譽」として掲載した。同号には木原鬼仏が「日本一大仏」として松江市枕木山華藏寺の不動明王石像の写真を掲載しているので、松江にも『スコブル』の読者は多くいたことがわかる。外骨が『スコブル』一三号（一九一七年十一月）に「墳墓廃止論の実行」を掲載すると、建文はすぐさま反論の手紙を送つた。翌月の『スコブル』（一四号）紙面で外骨は、「ヘンネジの返信」としてその顛末を記している。

松江市の岡田射鷹^{（建文）}から寄書があつて、靈魂は不滅である、死者は其安息所たる墓地が無いと迷い仏となつて彷徨する、（略）要するに墳墓廃止論は「不穿索からつた考へ」であ

る、との文面であつたから、マジメに論難するのも馬鹿臭いと見て左の如き返信を出しておいた／同氏は松江で『彗星』といふ雑誌を発行して居る人である／御手紙拝見、小生は靈魂絶滅論者に候、現世人と交渉あるが如き幽靈談は總て変態心理の現象と確信致居り候、（後略）

建文と外骨との靈魂の存在をめぐる応酬である。これに抗議する建文の手紙の文面は、翌月号（一五号）に「靈魂不滅論者の怨み状」（松江市岡田射鷹）としてその文面が掲載された。建文は「小生を至つて無教育の迷信家であるらしく愚見の大要をかいづまんで御さげすみになつたのは、あまりに御意地が悪い」と怒りを露わにしている。ここで注目すべきは、東京のジャーナリスト宮武外骨が一地方の雑誌『彗星』とその編集者である建文に対し、嘲笑を加えながらも出来るだけ原文を引用した上で掲載し、反論している点である。両者の主張には全く相容れるものはなかつたが、社会に対する警告を発し続ける同じジャーナリストとしての敬意を、嘲笑の裏に読み取ることができ。またこの頃から、建文は積極的に東京の雑誌へ自らの意見を述べるようになつてきていた。

（岡田建文）当時自分は松江市で彗星といふ月、二回発行の日本精神主義の評論雑誌を発行してゐて、心靈研究の一欄を設け、毎号その欄に入れて居たのだが、偶然に大本の靈的奇蹟の宣伝に引懸つたのだ。そこで直接に王仁くんに書翰を発して果して眞実かと云うて照会をすると、全く眞実だ、一度実地を觀察して下さい、と云ふ返事だ。（略）自分は大正六年の末に、王仁くんに初対面をしたのであるが、その少し前に、横須賀の海軍の学校で、少将待遇の下に英語の先生をやつてゐた浅野和三郎文学士が、大本入りをして居るのにも初顔を合せた。三人で炬燵にあたり乍ら、皇道に就て腹蔵なく語り合ふほどの仲になつた（23）。

建文は偶然知つた大本教の靈的奇蹟を確かめるために綾部を訪れると、たちまち出口王仁三郎や浅野和三郎らと打ち解けた。大本教は、一八九二年（明治二十五）に出口なをが開教した宗教で、なをの娘婿となつた出口王仁三郎（上田喜三郎）と共に金明靈学会を組織、その後一九〇八年には大日本修齋会を結成した。一九一二年には教線は全国へと拡大し、一九一六年（大正五）に皇道大本と改称した。なをが神がかりして書いた御筆先に基づく「大本神諭」を発表して教義が整備され、世の立替え立直しを唱えた。建文が大本と出会つたのは、丁度、皇道大本と改称して大本の教線が全国展開した頃であつた。

心靈研究を志し実践していた建文にとつて、靈的要素の濃い大本教（皇道大本）の中心人物らとは直ぐに打ち解けた。建文は「大本へは小生も昨年末来今春までに三度（二昼夜づゝ）研究

7 出口王仁三郎との出会い——皇道大本——

宮武外骨と靈魂の存在をめぐり争つていた頃の一九一七年（大正六）末から翌年春にかけ、建文は三度、京都府北部の綾部を訪れた。大本教との出会いである。

に罷り越し候」と三度、計六日間、綾部を訪れ、そこで「神の預言なるものゝ的中の妙」を実感して、ついに「昨今小生は綾部の人の云ふ神靈の顯存を認め候」⁽²⁴⁾と、神靈の存在を確信するに到つたのである。ただし後述するように、建文は入信にまでは到つていがない。

建文に遅れること一ヶ月、寺町で心靈哲学会を主催した木原鬼仏も綾部を訪れ、大本教へ心頭していく。鬼仏の主宰する『心靈界』の同年三月号では「皇道大本号」として大本を特集し、翌年四月には『心靈界』を廃刊して、鬼仏は綾部へ移住した⁽²⁵⁾。

綾部を訪れた建文も早速、一九一七年十二月十日発売の『彗星』一一八号から「丹波の艮の金神」を掲載し、以後三二回の連載をみるとともに、大本関係記事が多く掲載されるようになる。同誌の大本教布教誌化を、東京の宮武外骨は『スコブル』紙上に「日本の緯度が変移するさうな」を掲載して『彗星』を批判する（三四号、一九一八年十月一日）。

▲神の預言の一節 毎号紙上で大本教の提灯持をして居る『彗星』⁽²⁶⁾といふ田舎雑誌の一端に左の如くある。（略）彼れ大本教の奴共は懲性もなく、昨今は「地軸の傾斜が更に三度計り多くなり、一般の日本の位置が現在よりも低緯度に変移せしめられる」など途方途徹もない事を云つて居る、其外〇〇づくしで明瞭を欠くが、神の預言と云ふを草々並べてあるのには失笑を禁じ得ない。

外骨が『彗星』から大本教の情報を得ていて、自らの紙面で批判と嘲笑を加えている点、『彗星』が一地方雑誌ではなかつたことが窺える。『スコブル』発刊の一〇日後に発売された『彗星』（一二八号、一九一八年十月十日）では、直ぐにこれに反応し、「本誌の色彩が近頃、心靈方面に傾いたのは、科学心醉から幻滅の時代に推移した世の中に必要だと感じたからのことである。物質派の人が嘲罵を以て本誌を攻撃するけれど、同人は浅薄なる物質思想家の嘲罵や忠告で所信を改めるものでない」（編輯室より）と反論している。また同じ時期に建文は、前年に東京で創刊された様々な異常心理の科学的研究を目指した雑誌『変態心理』と、『彗星』双方の紙上で科学を迷信として批判し、靈魂の存在を主張している⁽²⁶⁾。自らの主張を、『彗星』のみではなく、中央の他紙への投稿と掲載でさらに広めようとした。

一九一八年（大正七）は建文にとって一つの転機であつた。二月（一三二号）から、『彗星』奥付が「編輯兼发行人 印刷人 岡田豊万之丞」と記され、それまで名目上、岡田利景が編集兼発行人となっていたのを、実態に合わせ建文（豊万之丞）が編集・発行・印刷の全てを担うことを明記するようになつた。大本の松江支部（材木町）が設置され、会員は五〇〇人を数えた五月⁽²⁷⁾、彗星社は拠点を京都に移す⁽²⁸⁾。十一月に再び松江に還るまでの六か月間、京都で『彗星』は発行された。その奥付によれば、彗星社の住所は、「京都市外伏見稻荷踏切下ル廿五番戸」である。その理由は詳らかにしないが、大本教関連記事の大幅増加との関係が推察され、前年に皇道大本は、綾部

よりはるかに京都に近い京都府亀岡にある龜山城跡を入手し、宣教の聖地としていた。そのため神靈の存在に確信をもつた建文は、皇道大本に近い場所へ移り、情報の入手に努めようとしたのではないか。また、この年から積極的に心靈主義を排する中央雑誌を、投稿や『彗星』紙面で攻撃する動きがみえ、『彗星』紙面も山陰の郷土誌的性格が薄れ、政治・宗教・社会的な内容となつてきていた。拠点を京都へ移すことと、全国的に自誌を売り込もうとしたのではないかと考えられる。しかし六か月で松江に拠点を戻していることは、多分に実験的な試みであった。

さらに京都にいた一九一八年八月からは、それまでの筆名「射雁」を改め「建文」を使い出す（初見は『変態心理』一二）。「建文」へ改名した時期は、神靈の存在を確信し、その情報の発信を山陰の一地方都市からではなく、皇道大本に近い京都から全国に発信しようとした時期である。「建」字には成し遂げるとする意味があり、自らの信念に基づく研究の大成と普及を、「文筆で成し遂げる」ことを意図して使用しだしたものと考えられる。

一九二一年（大正十）二月、国家権力による宗教弾圧である第一次大本教事件が起こる。不敬罪・新聞紙法違反容疑で幹部は検挙、大本本部も破壊されたが、王仁三郎など幹部は大赦で免訴となつた。この事件との関わりを、建文は自ら『島根評論』で述べている⁽²⁹⁾。この文章は、一九三五年（昭和十）、王仁三郎が松江市北堀町の島根別院で逮捕された、第二次大本教事件の直後における建文の弁明文である。そのため割り引いて読

む必要があるが、建文と大本教との関わり方が良く示されている。

建文は「偶然に大本の靈的奇蹟の宣伝に引懸つたのだ」とい、『大本の信徒名簿には名を揚げしめず、また大本の神の分靈を申請することもなく、決して本心を容るさかつた』^(な脱) という。また『彗星』で大本教の宣伝をしたので、島根県に大本教信者ができたという。「しかし自分は、大正十年の大本の検挙の少し前に大本を全く見放してゐた。それは彼れへ現はれる種々な奇蹟は、邪神の所為たるものと氣附いためだ」と、第一次大本教事件前、すでに見放していたと述べる。ただ「大本教が、表面に天照大御神を以て全地球を統治する大靈であると宣伝した点は善徳である」として、大本教の一部は容認している。しかし「自分は、大本の祭神たる国常立命が、仏教臭い良の金神と名乗るのが気に喰わぬので、一抹の疑雲が胸を杜ぎしてゐた」と弁明する。建文の大本教に対する変節を知ることができるが、この文章はそのまま鵜呑みにはできない。というのは、第一次大本教事件以後も『彗星』紙上で大本関係記事を掲載し続け、かつ皇道大本を擁護する記事を掲載しているからである。『彗星』は一九二二年二月二十五日発行の一六八号まで発刊を確認できるが、一六八号においても「皇道主張の大本教」と題する大本擁護の一文を掲載している。この号には廃刊する気配は全くなく、今しばらく刊行は続けられたものと推察される。

しかし、「松陽新報」や島根県神職会なども大本教批判を行い、国家権力が弾圧を加えた宗教団体を喧伝した建文にとつて、松江に住み続けることは難しかつたであろう。一九三八年発表

の「日本柔道放談」(『島根評論』一五—六)に、「十六七年前、岡田建文筆者は京都府下に住居のときに」云々とある。一六・一七年前は一九二一年にあたり、また松江で『彗星』が一九二二年二月まで発行されているから、一九二二年二月以降のある時期に建文は京都府下に移り住んでいた。その居住地は、「曾て、京都市上京区の室町の裏丁に借家住居をしていたことがあった」とする室町の裏丁の借家で、そこで建文は妻と長女と共に住み、松江から連れてきた黒猫も飼っていた⁽³⁰⁾。京都を選んだ理由は、四年前、半年の間、彗星社を松江から移し、住んだことのある地であつたこと、および大本教との関係がいまだ続いていることに拠ると考えられる。

藤原の回想による、岡田はその後(彗星後)、岡田勇造

三郎に頼みこんで、「人類愛善新聞」(大正十四年十月創刊)の記者となり、月給三十円という破格の待遇を受けるが、同紙の河津雄次郎は一度も岡田の記事を採用しなかつた。古臭い記事ばかり書いて三十円の値打ちがないと陰口を叩かれ、不遇をかこつたらしい。藤原氏の印象では、瘦身で人のよい人物だつたという⁽³¹⁾。

建文は関東大震災後、東京へと移住するのであるが、その後、出口王仁三郎に頼み込んで大本教機関紙『人類愛善新聞』の記者となつた。京都での生活は苦しかつたとみられる。しきその記事は一度も採用されなかつたといふから、長くは続かなかつたのであろう。建文の書く文章が「古臭い」こと、「瘦

身で人のよい人物」という藤原氏の印象は、建文の人柄を良く示している。

『彗星』は松江の郷土誌から始まり、次第に心靈主義に傾き、大本教喧伝誌へとその性格を変化させていった。同誌が大本教宣伝に果たした役割は大きかつた。生長の家の主催者である谷口正治(雅春)は、一九一八年四月に『彗星』を知り、大本教に関心を持った⁽³²⁾。九月には「谷口正次(正道)」の名で「心靈治療法の神髓(上)」を『彗星』に掲載している(二二七号)。

以上、大本教を『彗星』紙上で積極的に宣伝した建文は、第一次大本教事件をきっかけに松江に居づくなり、一〇年継続した『彗星』を廃刊し京都へと移住したのであつた。

8 関東大震災後、拠点を東京へ移す

建文一家が京都へ移り住んだ翌一九二三年(大正十二)九月一日、関東大震災が起こる。東京は廃墟と化し、その後急速に復興へと向かう。復興へと向かう日本の首都に、建文は新天地を求めたのであろう、一家は東京に移住する。一九二六年五月刊行の『心靈と人生』(三一五)に「東京 岡田蒼溟」として「昼食時の幽靈」を掲載しているから、一九二六年五月には東京に住んでいた。一九二四年十一月に刊行された東京の浅野和三郎が主宰する心靈科学研究会の雑誌『心靈界』(一一一)に、「蒼溟子」の号で「瀧姫の靈と女修行者(一)」を掲載したのが「蒼溟」号の初見で、その後「岡田蒼溟子」「岡田蒼溟」等と使い出す。この初見の年から『心靈界』『日本及日本人』など東京の雑誌への掲載が再び始まり、また新たな号「蒼溟」

を使用し出していることを勘案すると、建文は関東大震災の翌

年には東京に移り住んでいたものと考えられる。「蒼溟」は、あをあをとした海の意である（諸橋轍次『大漢和辞典』）が、父が鷹匠で蒼鷹を飼っていた（『動物界靈異誌』七七頁）ことにも因むとみられ、蒼鷹は鷹の中にて最も大きいものを言うから、大海の意も込められていた。東京へ移住したのを機に、「蒼溟」号を使い出したものとみられる。

東京で建文は、積極的に文筆業に励む。建文の文章が掲載された雑誌には、『心靈と人生』『心靈界』『変態心理』『スコブル』『島根評論』『日本及日本人』『少年俱楽部』『民族』『奇書』『文藝春秋』『風俗資料』『旅と伝説』『実業の日本』『郷土研究』『グロテスク』『探偵小説』『旅』『歴史評論』『風俗研究』『書芸』『神道の友』『大島根』が確認できる。

一九二六年（大正十五）九月には、初めての著書『幽冥界研究資料第二卷 靈怪談淵』（以下『靈怪談淵』と表記）が刊行された。古神道系の新宗教団体である、山口県の天行居から出版された。天行居の創始者の友清歎真が大本信者であつた関係で出版に到つたのであろう。この書は、民俗学を大成する柳田国男も絶賛した書で、「昨年周防の天行居から、『幽冥界研究資料』の第二卷として刊行した『靈怪談淵』は文字通りの驚くべき書であつて、私は泉鏡花君等とともにしきりにこれを愛読した」という⁽³³⁾。日本各地の怪異現象を集めた四五二頁に及ぶ書物で、島根県内の出来事も数多く採録されている。この書は、柳田国男や泉鏡花が熟読した、建文の記念すべき第一作であつた。

9 柳田國男との語らい

—『動物界靈異誌』の刊行—

『靈怪談淵』刊行の翌一九二六年四月、建文は第二冊目の著書『動物界靈異誌』を刊行する。建文の前著を愛読した柳田国男が編纂に関与していると考えられる、郷土研究社第二叢書の一冊として刊行されている（郷土研究社『妖獸靈異誌』として今日の話題社から二〇〇〇年に再刊）。この叢書は、国男の『山の人生』『遠野物語（増訂版）』、佐々木喜善の『老嫗夜譚』、早川孝太郎の『猪・鹿・狸』など、鋤々たる民俗学者たちが執筆している。『動物界靈異誌』緒言によれば、建文は「帝都郊外百人町」に住んでいた。今の東京都新宿区百人町である。この書は、「主として動物の怪異に関する事例を簡輯」したものである。蝦蟇・猫・河童・狐・狸・貉・外道・蛇といった実在・非実在の動物の怪異現象である。この書については、国男が珍しく書評を『東京日々新聞』に掲載している⁽³⁴⁾。

今一つ『動物界靈異誌』というすばらしい奇書がある。ガマに蛇、きつねにたぬき、それから河童および外道という半分は動物、半分は怪物といつてもよいものの事業習性の実例、各數十篇ずつを集めたものだという話を聴いて、我々はその出版を慶賀し期待し、かつ同時にこういう忠告をした。（略）まず事實をもつて未信者を動かし、説明は尋ねてくるまでお待ちになさるようといつたところが、よほどその意見を容れて、今度は「これでもか」というような証拠だけをまず例示して、心靈理学はほんの少しばかり、

片端の方に説いてある。そうして我々凡俗の徒にとつては、岡田氏が固くこう信ずるといふことも、やはり確乎たる現在の事実の一つである。

原稿を作成する前に建文は、国男から執筆に関する助言を得ていた。それは建文の筆が走りがちな心靈理學より、事実を中心述べるようにとするもので、實際そのように執筆された。

話には根がある以上、むしろ成長して花がさく方が自然である。ただしその事実の観察の機会は存外に少ないので。

岡田氏の著述はたくさんの争うべからざる事実を含み、行く行くこれを支配する法則が、この中から発見せられる希望を我々に与える。それを著者自身だけが理學に対する果し状のごとく考えていることは、これも事実であるが、悲しむべき事実である。

事実に忠実であれ、それのみを語れと国男は言う。しかしその事実を觀察する機会は少なく、建文の事実譚が確實な事実とは必ずしも言えない、と國男の批評は手厳しい。そして建文が蒐集した話に共感を持ちつつも、自然科学（「理學」）に対する攻撃に急な建文の姿勢を國男は悲しむ。この事は、本書の末尾の建文の言葉にも現れている。

所謂反理学、又は超科学の怪事は、現代と雖も決して少くは無い。宇宙は整然たる一個の大法の下に現象したもので、

一として理法の外なるものは無い。反理学だの超科学だのと云ふは、畢竟現代の科学の幼稚を語る反語である。妖怪は存在する。

「反理学」「超科学」と「怪事」を批判するのは間違えで、科学（「理學」）で説明できないのは逆に科学が未熟（「幼稚」）であるからだとする。「妖怪は存在する」と建文は、オカルト的事象の事実としての存在を強く主張するのである。

10 疑似科学と靈魂不滅論

岡田建文の代表作は、『靈怪談淵』と『動物界靈異誌』であろう。世の怪異事例を蒐集し、客觀的叙述を心がけている点で群を抜いている。以後計一二冊の書物を建文は著した。「大自然の怪奇現象にして、物理化学の説明し能はぬもの」を収めた『大自然の神祕と技巧』（一九二八年）、『幽靈や生靈または動物の憑依談』、「死靈の怪象を立証する現象」を収めた『心靈不滅』（一九三〇年）、『現代怪異實錄』（一九三一年、未見）、刊行四年で発禁処分となつた『蛇淫と幽靈の話』（一九三三年、未見）、「やむを得ず亞流の資料を記載」した『靈怪真話』（一九三六年）、明治時代以降に発生した事実を収めた『妖怪真話』（一九三六年）、海外の心靈科学を紹介した『奇蹟の書—心靈不滅の実証』（一九三六年）、『奇蹟の書』の続編で西洋の心靈研究と実例を紹介した『心靈の書』（一九三七年）、国民書院版の『心靈不滅』（一九四〇年）、『靈魂の神祕』（一九四〇年）である。

なかでも『心靈不滅』（万里閣書房、一九三〇年）は日本・

西洋の心靈研究にも触れた五六五頁もの大著である。その「緒言」は次のようにある。

著者は迷信嫌ひである。（略）然れども、著者は有神論者である。幽靈や妖怪や、狐狸の魅惑や、邪靈惡魔の憑依などの事実を認めて居る。世の常識家や学者輩が、科学界に認められざるものは、一切之を迷信圈の伝説物と断定し去るのとは、聊か趣を異にして居ることを自認して居る。

（略）近來歐米では、知名の学者の中から真摯な研究の結果、死後の世界や妖怪の実在を肯定する人が輩出するやうに成つたのは、人類の眞実な向上換言せば精神文化の促進に就て頗る慶すべきであらねばならぬ。何となれば、人類社会の改善の光明は、實に此所から発するのである。（略）人間の自我の永久を知るものに非ざれば、生命の眞の光明は見られないと云ふことを附加へる。

幽靈や妖怪、憑依といった事実を事実として認め、それらを迷信、伝説として切り捨てる科学とは違うとする。近年の歐米では、科学的研究の結果、死後の世界や妖怪の実在を認める動きがあり、そのような動きは「精神文化の促進」、「人類社会の改善」のためにも重要であるとする。同書の目次は、第一編 総論、交靈術と靈媒、心靈、物理的現象、交靈会の幽靈、自發の幽靈、第二編 遠感及心靈遊離、二重体、臨終の感覺、幽冥界、再生となつていて、当時の科学では説明できない事例をいくつも挙げて死者の精靈の存在を確信し、それは

靈的作用によるとして説明を試みる。建文の説明は、科学的な説明を装つた非科学的な科学、即ち疑似科学だつたのである。

11 岡田建文の予言と柳田国男

——「作之丞と未來」から——

建文と柳田国男とは年齢もほぼ同じ（同じ年か建文が一歳年下）であることもあり、気が合つた。戦時中、国男が付けていた日記『炭焼日記』⁽³⁵⁾に、しばしば建文が出てくる。例えば、一九四四年八月四日の記事には「岡田建文老来、二月あまり寝てゐたよし。神の示しにて草を採り食う夫婦の話をする。本を買ふ金三十円をおくる」、十三日の記事には「岡田建文翁来、月おくりの盆迎に畠の物をさがしに来られたよし、紙色々くれられる、又「わかなみ」といふ昆布製のくすりも」とある。二か月程寝込んでいた建文が国男の家を訊ね、怪異話をし、国男は建文に本を買う金を工面している。また盆迎えの供え物を探しに出たついでに、建文は国男の家に立ち寄り、紙や薬を置いていき、九月二十二日にも再訪した。

その國男は、一九四九年四月に戦時中の反省を踏まえ、日本史学への批判と、未来を語る歴史学であることを提言した文章「作之丞と未來」を発表する⁽³⁶⁾。そのなかに建文が登場する。

空襲のさなかに別れたまま、消息不明になつた旧友の岡田蒼溟翁は、今からもう十六七年も前に、私の所へ来てこんな話をした。柳田さん、えらい大きな戦争が始まるとさうですぜ。（略）もちろん神様の御告げです。（略）しかし結局

はこちらがよくなるのださうです。何か想像もつかぬやうな不思議が起つて、それから少しづゝ運が向いて来る仕組みになつて居るのださうですとも言つた。（略）それから

一年に一度か二度、逢ふたんびに我々両名はこの話をした。何だか少しづゝ御告げの通りに、なつて行くやうな気がして来て、実は私も大いに動搖した。それにしてもその最後の不思議といふのは何であらうか。（略）しかしたゞその一点を除いては、他はことごとく未来から蹴り上つて、今やわれわれの現実の体験となつてしまつた。

国男は建文と会う度に、建文の予言について語り合つた。建文の予言は、一九三四年時、「在京の知人」と言つている「九鬼復堂君^(盛隆)」との関係が想定される⁽³⁷⁾。友清歎真とも関わりを持つた九鬼盛隆（復堂）は、宗教団体の本道宣布会を主催し、関東大震災を予知し公表した四人のうちの一人である。また建文自身も論考「未来透視の可能性」⁽³⁸⁾で、未来予知について考察している。「作之丞と未来」で国男は、未来を語ることの意味について提起を行つてゐる。国男の弟子である千葉徳爾は、この文章から国男の意図を正確に読み込んでいる⁽³⁹⁾。

岡田蒼溟（名は建文）翁が神託として語つたことが、学問にもまして未来を予想していたという話である。学問はこれほどに無力であるかといふ驚きは、ことに柳田のようにそれに全力を傾け、信頼をおいていた者にとっては無理がないところであつたが、ことに最後の、日本の再生が何に

よるものであるかは、もつとも柳田の関心事であつたろう、（略）「これからどう再起の途をさぐるか」については、史学も民俗学もほとんど無力に近かつた。

これに付け足す事はない。国男は、歴史学や民俗学の学問が無力であつたなか、疑似科学ではあつたが未来を語つた旧友の建文を、消息不明になつてしまつたことによる懐かしさとともに、建文の語つたその方向性が間違つていなかつたことを強調したのである。

「消息不明になつた」と国男が述べるように、建文は戦後の世界を生きることはできなかつた。『炭焼日記』の一九四五年六月五日の記事には、「岡田君父子の写せし『視聴草抄』をよむ。筑後川のカツバの事など。三分の一ほどが亡くなつた娘の字なり、あはれ也」と記している。一九三〇年頃から建文は、東京王子町堀ノ内（現、東京都北区堀越船一丁目）に住んでいた（『心靈不滅』緒言）。一九四五年三月十日の東京大空襲の後、王子町辺りは四月に最大の爆撃があり、計一二回の空爆を受け五〇〇人が亡くなつた（『北区史』）。建文一家も、東京大空襲によつて消息を絶たざるを得なかつたものと考えられる。建文は、数えで七一もしくは七〇歳の生涯だつた。

おわりに

本稿では、大正から戦中にかけて怪異現象を蒐集し、数多くの文章や著書で自らの考えを江湖に示した岡田建文（督、豊万之丞、蒼溟）の生涯と、その靈怪（怪異）研究についてみてき

た。明らかにできたことは、以下の点である。

旧藩士家で鷹匠の祖父・父をもつ家系に育ち、靈的な話を聞くことや体験する環境にあった建文は、当初は猛烈な非心靈主義者であった。大阪新報、次いで松陽新報の記者および編集者として活躍したが、自らの主義・主張を自由に発言するために新聞社を辞め、自らが編集・執筆を行う雑誌『彗星』を創刊した。社会・人心の腐敗を警しめる怪物をめざし月二回（一九一八年二月から月一回）、一六八冊以上、一〇年間発行し続けた。当初、郷土誌的色彩の強かつた『彗星』は、二年を経過した頃から心靈に関する記事が載りはじめ、建文自らが信じ、理論化を目指していた靈怪研究は、出口王仁三郎との出会いによつて大本教と結びつく。『彗星』紙面は、大本教布教誌の様相を呈するようになつた。しかし、大本教が国家弾圧を受けた第一次大本教事件をきつかけとして廃刊となる。積極的に大本教宣伝活動を行つていた建文は松江を去り、京都、そして関東大震災後は東京へ出て文筆活動を行う。東京では、靈怪研究だけなく歴史的内容をもつ文章も執筆し、かつ様々な雑誌へ寄稿し、また著書も出版した。初めての著書『靈怪談淵』は、民俗学者の柳田国男や小説家の泉鏡花も熟読した。国男の意見を取り入れ、事実の提示を心がけた動物に関する怪異事象集『動物界靈異誌』は、国男も書評を寄せ、現代でも民俗学の世界で参照される書物となつてゐる。

建文にとり「妖怪」とは「オカルト全般」を指すものであつた。未熟な科学では証明できない「妖怪」の存在を、いくつもの証言を積み重ねて解釈していく点に、その叙述の特徴がある。

だからといって建文が挙げた多くの事例は、柳田国男が述べるように反論の余地を残すものであつた。

建文に先立つこと約二五年前、松江では小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が出雲地方の怪異譚を蒐集し、再話文学として日本文化論にまで昇華させた。同じ松江、出雲地方の怪談、怪異譚を蒐集した建文とは、文体、目的も大いに異なる。八雲と建文作品の比較検討は、この地域の社会、文化、風土を語る上で興味深く、地域の新たな文化資源を見出せる可能性がある。

本稿では、建文の生涯を明らかにすることが中心となり、建文が執筆した著書や諸論考の内容にまで踏み込めていない。多方面にわたる建文の文章は、松江や島根、山陰地方に関する貴重な情報が多くあり、靈怪研究上においても豊富な事例を紹介している。それらの分析は全て後日を期したい。

- (1) 一柳氏は建文について、『〈こつくりさん〉と〈千里眼〉』
 (講談社、一九九四年、二二〇八頁)でも一部触れている。
- (2) 京極夏彦「妖怪という言葉について」(『妖怪の理 妖怪の檻』角川書店、二二〇〇七年)。
- (3) 横山茂雄「怪談の位相」(水野葉舟『遠野物語の周辺』国書刊行会、二二〇〇一年)。
- (4) 大塚英志『怪談前後』及び『疑史としての民俗学』(両書共、角川書店、二二〇〇七年)。
- (5) (7)岡田建文「紙魚の巣話」(五) (『島根評論』一一一、二、一九三四年)。
- (6) 以上、「列士録」及び三保忠夫『鷹書の研究』(和泉書院、二〇一六年)一三八二頁。
- (7) 岡田建文「我家で起つた靈怪事」(『心靈と人生』四一五、一九二七年)。
- (8) 岡田建文「本誌主幹及び寄稿家諸氏に寄す」(『変態心理』二一六、一九一八年)。
- (9) 岡田建文「本誌主幹及び寄稿家諸氏に寄す」(『変態心理』二一六、一九一八年)。
- (10) 井村宏次『靈術家の饗宴』(心交社、一九八四年)二五一頁。
- (11) 岡田建文「未来透視の可能性」(『日本及日本人』一一五、一九二七年)。
- (12) 以上、岡田射雁「敢て世の任侠ある人に訴う内情の剥出し」(『彗星』二四附録三、一九一三年)。
- (13) 松本健一『増補・新版 隠岐島コミニューン伝説』(辺境社、二〇〇七年)。
- (14) 西島太郎「築城物語」(『続松江藩の時代』山陰中央新報社、二〇一〇年。初出二二〇〇九年)。
- (15) 岡崎寛徳「献上鷹・下賜鷹の特質と將軍權威」(『弘前大学国史研究』一〇六、一九九九年)。
- (16) 岡田、注(12)文献。
- (17) 岡田利景「水泳に就ての私見」(『島根県私立教育会雑誌』二三七、一九〇六年)。同「水泳技術の統一を要む」(『同』二九八、一九一三年)。
- (18) 唐津市近代図書館郷土史料目録』II (一九九七年)、大島家文書、葉書八一四、一〇四頁。
- (19) 以上、木原鬼仏『身心解脱耳根円通法秘録』(心靈哲学会、一九一七年。二二〇八年に八幡書店から復刊)。同『耳根円通妙智療法秘録』(同。二二〇三年に八幡書店から復刊)。
- (20) 以上、『彗星』七七・八三及び『心靈界』二二。
- (21) 東都・雨人「誤解されたる雑誌(彗星の冤を雪ぐ)」(『彗星』二九付録)。
- (22) 関根正雄『内村鑑三』(清水書院、一九六三年)五五頁。
 中島邦『成瀬仁蔵』(吉川弘文館、二二〇〇二年)。
- (23) 岡田建文「邪神の葵籠たる王仁氏」(『島根評論』二三一、一九三六年)。
- (24) 岡田建文「再び本誌主幹に寄す」(『変態心理』二一七、一九一八年)。
- (25) 『心靈界』二二。『大本七十年史』(上、宗教法人大本、一九六四年)四一三頁。木原鬼仏は綾部へ移住するも、自分が用いられないと分かり、二、三週間足らずで綾部を去る。一九二一年には東京にいて一九三六年には故人となつてい

- た（『出口栄二選集』二、講談社、一九七九年、五六頁。三四四年）。
- 木原鬼仏『靈明法講授秘錄』心靈哲學会、一九二一年奥付。
- 岡田、注（23）文献。
- （26）『變態心理』一二〇一四。『彗星』一二八・一二九。
- （27）『大本七十年史』（上、宗教法人大本、一九六四年）四一五頁。
- （28）『彗星』五月刊行分は未見であるが、十一月十五日発行の一四一号掲載の「発行所の移転」で「六ヶ月間京都」と記している。
- （29）岡田、注（23）文献。
- （30）岡田蒼溟「乱抽感」（『心靈と人生』三一一、一九二五年）。
- （31）出口和明が著した出口王仁三郎の半生記『大地の母』の取材メモ（岡田建文『靈界真話』八幡書店、一九九八年掲載の編集部「解題」）。
- （32）小野泰博『谷口雅春とその時代』（東京堂出版、一九九五年）四六頁。
- （33）（34）柳田國男「岡田蒼溟著『動物界靈異誌』」（『東京朝日新聞』一九二七年五月十三日付。東雅夫編『文豪怪談傑作選 柳田國男集 幽冥談』筑摩書房、二〇〇七年に収載）。
- （35）『定本柳田國男集』（別巻第四、筑摩書房、一九六四年）。
- （36）『東京日々新聞』一九四九年四月二十六・二十七日付に掲載（柳田国男・大塚英志編『神隠し・隠れ里』角川文庫、二〇一七年に収載）。
- （37）岡田建文「神秘漫話（一）」（『島根評論』一一五、一九

（38）岡田、注（11）文献。

（39）千葉徳爾『柳田國男を読む』（東京堂出版、一九九一年）。

高校歴史教育改革の論点と大学の役割 —全国と島根／動向と展望—

丸 橋 充 拓

はじめに

本稿は、二〇一六年九月二十四日に開催された島根史学会大会で口頭発表した報告「歴史教育改革の動向と展望」を基に、その後、本稿執筆時点（二〇一七年五月）までにおける状況の進展を加味してまとめたものである。歴史教育改革はまさに現在進行形で進んでおり、本稿が刊行される段階では事態がさらに変化していることが十分予想されるため、現時点で示しうる暫定的な展望として本稿をお読みいただければ幸いである。

今日進められている歴史教育改革の論点は多岐にわたるが、高大連携歴史教育研究会⁽¹⁾のもとに設けられた五つの部会がそれらを網羅しており、全体を見渡す手がかりを提供してくれるのである。

第4部会 大学入試・高校新テストなどの検討や歴史系出題のあり方

第5部会 大学における歴史系の教養教育や教員養成課程のあり方

これらを整理すれば、第一に高校歴史科目の改編に関わる問題（第1・第3部会と対応）、第二に大学入試改革の問題（第4部会と対応）、第三に大学における歴史教育（教養教育と教員養成）の問題（第5部会と対応）、そして第四にそれら全体に関連する学習教材の集積の問題（第2部会と対応）という論点を抽出することができるであろう。

本稿では、まず歴史教育改革の政策的な動向について、上記論点のうち第一～第三に即して概観を行う。つづいてそうした政策動向の背景について、学界や社会の情勢との関連をふまえて把握していく。最後にこうした問題が島根県・島根大学に及ぼす影響と今後の見通しについて、現時点で可能な範囲で展望を試みたい。

第1部会 高等学校の世界史・日本史教科書改革と思考力育成型授業のあり方

第2部会 各地の教育実践や史料集作成などの交流とデータベース構築

第3部会 高等学校における歴史系新科目（歴史基礎など）

一 歴史教育改革の動向

まず本章では、中央教育審議会（中教審）等で目下進められている政策論議について、上記三つの論点に即して通観していく。

（一）高校歴史教育改革

周知の通り、中教審では二〇一二年度施行をめざし学習指導要領改訂の作業が進められている。中学社会科および高校地歴・公民科の審議は、中教審のもとに置かれた作業部会（社会・地理歴史・公民ワーキンググループ、および高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チーム）において二〇一五年一月から二〇一六年六月にかけて急ピッチで進められ、同年八月には「社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおける審議の取りまとめについて（報告）⁽²⁾」（以下「取りまとめ」と略称）が公開された。これに基づき、小・中学校の新指導要領は二〇一七年三月に公示されたが⁽³⁾、高校については一年後の公示が予定されているため、本稿ではこの「取りまとめ」および文部科学省ウェブサイトに公開されている各作業部会の審議資料に基づいて改革の要点を整理しておきたい。

まず現状認識として、若者の社会参加意識の低さ、過去を手がかりに自己を鍛磨する点に課題があること、近現代学習の定着度の低さ、課題探求活動を導入した授業の不十分さ等が、社会科・地歴公民科の課題として挙げられる。その上で、歴史科目の構成を「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」（世界史は必修、日本史は選択）から、必修科目の「歴史総合」と選択科目の「日本史探究」「世界史探究」へ改編することが提起されている。「歴史総合」は近現代史中心の日本史・世界史融合科目で、「歴史の扉」「近代化と私たち」「大衆化と私たち」「グローバル化と私たち」という四つの大項目が挙げられている⁽⁴⁾。「歴史総合」を基礎として、より通史的・発展的な内容に進むのが「日本史探究」「世界史探究」である。「取りまとめ」においては、各科目を通じて育てる資質・能力が、いわゆる学力の3要素（知識・技能、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」）に即して示されており、全体を通じて、資料を活用して主体的に課題を追究・解決する学びの重視等が提起されている。つまり、「暗記中心」を脱却し「歴史的思考力の育成」を実質化するため、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）の拡充を目指すことが謳われていると目される。また教材で扱われる用語の整理や⁽⁵⁾、新科目やアクティブラーニング拡充に対応するための教員研修の充実が求められていること等も、重要な論点である。

（二）大学入試改革

大学入試改革は、二〇一五～二〇一六年にかけて高大接続システム改革会議において検討され、その「最終報告」が二〇一六年三月に公表された⁽⁶⁾。大学入試において知識の暗記・再生や暗記した解法パターンの適用に評価が偏りがちであるとの現状認識に立ち、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する出題への転換を図ること、現行の大学入試センター試験を廃

止し「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入する（二〇一〇年度）こと等が提起されている。

記述式試験の導入論議を通じてその内容が詳細に報じられている国語等に比べ、歴史系科目の具体像はなお明確ではないが、暗記重視からの転換が求められる科目として生物とともに特記されている点には注意しておく必要がある（⁷）。また新テスト

は、導入初年の二〇一〇年度から二〇二三年度までは現行学習指導要領に基づいて実施され、二〇二四年度以降は次期学習指導要領に基づく出題に切り替わることになる。「最終報告」ではそれぞれについて「基本的枠組」が示されているが（五三）、五五頁）、新旧いずれの制度下にあっても、知識・技能の評価のみではなく歴史的思考力等の判定機能を強化する方針で進められるという。この「最終報告」をベースに、その後文科省内の検討・準備グループで進められた検討の状況が二〇一七年五月一六日に発表されたが（⁸）、地歴公民においても、共通必履修科目（歴史総合・地理総合・公共）を学んだ高校生が受験学年を迎える二〇二四年度入試から、記述式試験を導入する方向で検討することが明記されている（⁹）。

現時点では提案されている具体的な出題のあり方（マークシート式）については、高大接続システム改革会議・第一回会議（二〇一六年二月一七日）の資料三一一『大学入学希望者学力評価テスト（仮称）』で評価すべき能力とマークシート式の問題イメージ例【たたき台】において示された、世界史の問題イメージ例から、その一端をうかがうことができる（¹⁰）。そこには、マークシート式でしながら「歴史資料をよみとき、複

数の歴史事象を関連付けながら、多面的・多角的に考察して仮説を設定し、論拠に基づいてその適否を判断する」ことが可能な設問例が示されている。歴史的思考力を評価できる出題のあり方については、今後も研究の深化が予想される。

（三）大学歴史教育改革

一特に教員養成・教員研修について

大学における歴史教育改革は、大阪大学歴史教育研究会など学界サイドの動きが二〇〇〇年代から先行していたが（第二章で後述）、政策的課題と結びついて具体化が進められたのは二〇一〇年代における「大学教育の分野別質保証」の文脈においてであった。

大学教育における質保証の問題は、中教審大学分科会において策定された「学士課程教育の構築に向けて」（二〇〇八年四月）が出発点となつた（¹¹）。この答申は「日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのか」という国内外からの問い合わせに対し、現在の我が国の大学は明確な答えを示し得ず、国も、これまで必ずしも積極的にかかわろうとしてこなかつた」との現状認識に基づき、日本の大学が授与する「学士」が保証する能力の内容に関する参考指針として「分野を通じて身につける『学士力』」が示す。そしてこれに基づいて、各大学に対してはいわゆる「三つの方針」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を明らかにすること、日本学術会議や各学協会に対しても分野別質保証の枠組づくりを求めていくこととなつた。

これを承けて日本学術会議は、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」(二〇一〇年七月)を発表して基本方針を明らかにするとともに⁽¹²⁾、具体的な作業を分野別の参考基準検討分科会において行つていく。そのうち「史学分野の参考基準検討分科会」は二〇一三年から二〇一四年にかけて策定作業を進め、最終的には「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参考基準 歴史学分野」(二〇一四年九月)によつて、その内容が示されることとなつた⁽¹³⁾。

この「参考基準」では、「歴史を学ぶ全ての学生」が「身に付けることをめざすべき基本的な素養」として「歴史的なものの見方」と「歴史の多様性」を設定している。ここでいう「全ての学生」とは歴史系の授業を受講する学生全て、つまり歴史を専攻しない他分野の学生を含めた範囲を対象としており、専門課程よりもむしろ教養課程の歴史教育に焦点を据えているところが、大きな特色となつてゐる。また大学に進学しない層をも含めた市民全般への歴史教育という見地から、教員養成課程に重きを置いてゐる点も注目される。つまり大学歴史教育改革における近年の焦点は、教養教育と教員養成に据えられてゐるのであり、冒頭に紹介した高大連携歴史教育研究会第5部会のテーマ設定もそうした趨勢に即した動きと理解できよう。

両課題のうち教養教育については別稿で既述しているため⁽¹⁴⁾、以下では本稿表題の「高校歴史教育改革の論点と大学の役割」に直接関わる、教員養成の問題に絞つて近況を概観しておきたい。今般の教員養成課程改革は、二〇一五年一二月の中央教育審議会の答申「これからの中学校教育を担う教員の資質能

力の向上について⁽¹⁵⁾」を起点とし、これに基づいて教育職員免許法施行規則の改正がここまでに行われてゐるが、今後は教職課程認定基準の改正、教職課程コアカリキュラムの策定、二〇一八年の課程認定審査を経て、二〇一九年度から新課程の施行というスケジュールで進んでいくことになつてゐる。

今回の改革は、教員の養成・採用・研修の各段階を網羅する大規模なもので、再課程認定のプロセス次第では今後の教員養成のあり方が大きく変わつていくことが予想される。さまざまな層次で準備されている改革メニューのうち、大学歴史教育に関わつて特に重要なのが、①「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合など科目区分の大括り化の問題、②「教員育成協議会」(仮称)の設置である。①は「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携強化を目的とするもので、「教科に関する科目」担当教員へのFD実施による意識啓発を盛り込んでいる⁽¹⁶⁾。次期課程認定審査において、「学部等の目的・性格と免許状の相当関係」がいつそう厳格に問われることが取りざたされている点と考え合わせれば、開放制教職課程を設けている学部が教員養成機能を維持するには、「教科に関する科目」の大幅な見直しを迫られることが必至であり、さらには教科指導法等に関する業績を要求されるケースも想定しておく必要があるかも知れない。

②は養成や研修の内容を、教育委員会と大学の間で調整する制度として構想されている。とりわけ歴史系科目の場合、現場の教諭は、「歴史総合の創設」と「アクティブラーニングの拡充」という二つの新状況に直面することになるため、各地

の大学は研修等の場を通じて積極的な役割を担つていくことが期待されているわけである。

教員養成・教員研修の問題は、とりわけ人文社会科学系学部所属の大学教員には重要な教育課題としてこれまで認識されてこなかつた。今後、課程認定のハードルが上がれば、維持を断念する学部も現れ始めるだろう。しかし、地域の子どもたちに對する確かな歴史教育の保障は、所属部局にかかわらず全ての歴史学研究者が担うべき社会的付託であり、大学に進学しない生徒にも教育効果が波及する教員養成と教員研修は、最も直接的な貢献たりうる。積極的に参与していく研究者の増加が今後望まれる。

二 歴史教育改革の背景

前章では中教審等を中心進められている政策的動向を軸に近況を整理したが、いずれの動きも文科省主導で肅々と進んできたわけではない。一方では歴史学界の、他方では社会情勢の動きに影響され、大きなうねりのなかでの格闘から生まれたものであつた。本章では、ここ十年余にわたつて政策動向を左右してきたさまざまな社会情勢を振り返りながら、現今教育改革の歴史的位置づけを確認しておきたい。

(一) 学界と社会の動き

二世紀に入ると、歴史学界と教育現場が協働して歴史教育の改善に取り組む動きが現れ始めた。その先陣を切り、斯界を牽引してきたのが大阪大学歴史教育研究会であり⁽¹⁷⁾、学界が

率先して教育改善の努力を不斷に続け、意見集約して声を上げていく上での基礎が、これを機に形づくられていく。

ところがその後、歴史教育のあり方を揺るがす出来事が二度起こり、政策動向にも大きな影響を及ぼすことになる。二〇〇六年に発覚したいわゆる「世界史未履修」問題、そして二〇一四年に顕在化した日本史必修化の動きである。

まず「世界史未履修」問題は、「建前としての教育課程」と「本音としての受験対策」の矛盾が、もはや臨界点に達していることを端なく明らかにした。この一件は、歴史教育の問題が（遅ればせながら）学界全体として危機感を持つて受け止められる契機となり、そののち本件への対応策が全国的な関心を持つて議論されていく。こうした潮流のひとつの答えとして学界から提起されたのが、二〇一一年八月の日本学術会議提言「新しい高校地理・歴史教育の創造—グローバル化に対応した時空間認識の育成—」⁽¹⁸⁾に他ならない。この提言では、世界史・日本史・地理のA科目を「歴史基礎」「地理基礎」に改編して必修科目とし、B科目は選択科目として存続すること、「歴史的思考力」の育成を強化するため、教科書記載・大学入試出題における用語削減を一体的に推進することなどが述べられており、今日までつづく歴史教育改革の論点がすでに網羅されていた。

本提言の取りまとめを主導した油井大三郎氏、木村茂光氏等は二〇一二年以降、高等学校歴史教育研究会のもと、三菱財团人文科学助成金の支援を得て改革案の具体化を進めていく。二〇一四年七月にはその「第一次案」が示され、これを踏まえて

アンケート調査が実施されたが、その反響は非常に大きく、二か月の調査期間にもかかわらず高校・大学の教員などから七〇〇件を越える回答が寄せられた⁽¹⁹⁾。

ところでこの二〇一四年は、いわゆる「日本史必修化」論が浮上し、歴史教育論議に大きな波紋を広げた年でもあった。二〇一二年の政権交代以降、政府与党筋で取りざたされてきた日本史必修化論は、二〇一四年一月七日、下村博文文部科学大臣（当時）が記者会見の場で、学習指導要領改訂作業において日本史必修化を「前向きに検討していくべきこと⁽²⁰⁾」と述べたのをきっかけに、現実化に向けた政策論議が始まられていく。そして同年一月二〇日に文科大臣から中教審へもたらされた諮詢「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について⁽²¹⁾」では、「日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方」が具体的な検討項目として位置づけられていくことになつた。

これに対する学界サイドの反応は敏速であつた。六月には日本学術会議「提言 再び高校歴史教育のあり方について⁽²²⁾」を公表、「小・中学校における現行の歴史教育は、日本の歴史を中心とした内容になつておらず、もし高校でも現行の『日本史』科目だけを必修化するならば、現行の高校『世界史』に盛り込まれた内容を学ぶ機会を全く失う高校生が出てくる恐れがある。これは、現代の世界をグローバルかつ歴史的に認識する力を培う歴史教育の流れに逆行し、それを大きく損なうものにならざるを得ない」として、二〇一一年の提言において示した日本史・世界史融合科目「歴史基礎」構想の重要性を再度強調し

たのである。

こうした綱引きのなか、中教審の検討を経て生まれたのが前章で紹介した「歴史総合」案であり、その方向性は「歴史基礎」構想と同じ「日本史と世界史の融合」で落着した。未履修問題以降、歴史学界が日本史・世界史融合科目の必要性を訴え、周到・着実な準備を進めてきたことが、日本史必修化論を押し返すことにつながつたのである。

二〇一四年に起こつた重要な事は、これに留まらない。四月には大阪大学歴史研究会が長年にわたる取り組みの成果を「大学教育向けテキスト『市民のための世界史』として刊行し、「用語を精選した日本史・世界史融合型歴史教科書」の範が世に示された。また九月には大学における歴史教育の指針「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参考基準 歴史学分野」（前章参照）が公表されている。

そして翌二〇一五年の七月には高大連携歴史教育研究会が創立された⁽²³⁾。同会は、大学・高校の教員、教育行政、教科書出版社、受験産業、マスコミ等をも巻き込み、さらに歴史教育関係の地方組織等とも連携するなど、空前の規模の歴史教育研究会として、歴史教育論議を牽引する役割をこののち担つていいくことになる。

この年の秋には前章で紹介した学習指導要領改訂の作業が中教審において始められ、その「取りまとめ」が二〇一六年三月に公表されたわけであるが、これに対する学界側の反応はやはり素早く、日本学術会議は五月に提言「歴史総合に期待されるもの⁽²⁴⁾」を発表し、学界の立場を明らかにした。本提言は、

「歴史総合」の内容や教育方法に加え、教員養成・教員研修、さらには入試の課題まで論及しており、従前の学界動向と直近の政策動向の双方に目配りした論点整理として、今後十分に参考・検討されるべきものである。

(二) 注目される提起

ここ数年、高大の歴史教育論議は、高大連携歴史教育研究会をはじめ、全国・地方さまざまなレベルの学会・研究会等において活発に行われている。「歴史総合」の内容と教育方法、「日本史探求」「世界史探求」教科書における用語精選⁽²⁵⁾、歴史教材の集積、入試の出題、大学における教養教育・教員養成など、それらの論点は多岐にわたり、注目すべき提言も次々に発表されている。本節では、それらのなかで現時点においてとりわけ注目しておきたい二種の提起を紹介したい。ひとつが「用語精選」作業から生まれてきた「観点の修得」という考え方、もうひとつが入試改革論議のなかで生まれてきた思考力・判断力を問う出題の具体案である。

前者は、桃木至朗氏が高大連携歴史教育研究会の二〇一六年大会等において提起した「歴史の基本公式一〇〇選」プランが基になっている。これは英語の基本文型、数学等の公式・定理、将棋・囲碁の定石などに相当する「歴史に固有な考え方のパターン」のこと、「これを習うとこれこれが身につく」という説明ができるようになることが目指されている。そしてこれを全面展開し、試案を提起したのが小川幸司氏であり、その構想は「世界史リテラシーの観点一〇〇」として二〇一七年五月の日

本西洋史学会で発表された。その全体は「歴史学習の方法論」二〇件と「歴史を見るときの観点」八〇件に大別されている。試みにそれぞれの第一項目を引用すれば、前者は「歴史記述はある問題関心をもつて過去に問い合わせることから始まる【歴史の出発点としての問い】」、後者は「地球と生命体は互いに影響を与えるながら変化してきたので、地球環境の変化が生命体の絶滅をもたらすことが繰り返されてきた【共進化】」となつている。「用語の暗記」に代わる学習内容として、こうしたメタレベルのパターンが体系化されれば、歴史学の有用性の意識につながるとの見通しが示されている。

こうしたパターン学習には、「歴史解釈の押しつけ」につながりかねないとの懸念が寄せられることも、一方では予想される。しかしあらゆるものと相対化するポストモダン的思考の学界における広まりが、一面的で非学問的な歴史語りの一般市民層への浸透を「側面支援」してきたという、ここ十余年の社会的現実は直視されねばなるまい。多くの生徒にとって、発達段階のある時点において何らかの「標準的な見方」を修得する過程を経なければ、それを相対化する段階に進むことは難しいのである。小川氏の「観点一〇〇」のような学習者の現実に立脚した学習過程は、今後有力な検討材料になつていくだろう。

後者は二〇一六年の高大連携歴史教育研究会大会で原田智仁氏が、さらに前述の西洋史学会で小川幸司氏が提起したもので、暗記力によらずに思考力・判断力等を評価する方法として「限定された論理空間（小川氏）」内で設問するモデルプランが示されている。たとえば、「与えられた資料を読解したうえで、

そこから導きうる文章と導きえない文章の識別をさせる」問題、

「まずひとまどまりの歴史記述を読ませ、次にそれとは別の資料を示したうえで、後者を加味して前者を書き換える」問題、「図像を読解させたうえで、そこから導きうる分析と導きえない分析を判別させる」問題などである。判断に必要な情報事項は提示資料に全て盛り込まれているため、知識量ではなく思考力・判断力をもつぱら問うことが可能になっている。「テキストから論理的に導きうる適解を識別する」という作業は、一見国語の問題のごとくであるが、そのこと自体、人文社会科学系学問領域において求められる力の近似性、普遍性を表すものであり、むしろその積極面に目を向けるべきと考えられる。

以上のようなさまざまな提起からもうかがわれるよう、高大連携歴史教育研究会は歴史教育のハブとしての機能を遺憾なく発揮し始めている。結成を牽引した高等学校歴史教育研究会・大阪大学歴史教育研究会等はもとより、中教審の作業部会、日本学術会議の分科会等のメンバーも数多く名を連ねており、歴史教育に従事する様々な人たちが交流し、意見交換・意見集約していくことが可能な仕組みとして今後も重要性を増していくに違いない。ただし、大学・研究機関への浸透度はまだ十分でなく、高校教諭の参加分布も地域差が大きい。会の活動をどこまで拡大できるかが、今後の成否を大きく左右することは想像に難くない。本稿に接した方々にも、今後関心を持つて動向を注視し、可能であれば自らも会員として参加していただければと思う(26)。

三 島根県・島根大学における高大連携に向けて

本章は、ここまで紹介してきた歴史教育改革の全国的な動向を受け、島根県あるいは島根大学において今後論点になつていくことが予想される課題について、特に教員養成と教員研修を中心見通しを示しておきたい。

島根大学の教員養成における目前の課題は、第一章でも言及した次の課程認定審査（二〇一八年度に受審、二〇一九年度から施行）である。島根県の教員採用試験（高校教諭）において、地歴・公民両免許を持っていることが二〇一六年夏の試験から資格要件化されたこともあり、島根大学の関連部局にとつて両免許の維持は重要な課題となる。

ところが第一章でも述べたように「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分撤廃は、とりわけ開放制教職課程を採つている学部に甚大な影響を及ぼすことが予想され、島根大学法文学部もその例外ではない。法文学部・教育学部間でどのような連携が必要になるのか、必置教員数が中学社会科と異なる高校地歴・公民科免許を今後どう維持するのか等、さまざまな課題が予想される。二〇一五年一二月の中教審答申において「全学的に教職課程を統括する組織の設置」が求められている(27)ことを考え合わせれば、島根大学では教師教育研究センターが中心となり、学部の枠組みを越えた全学的な協力体制を構築していくことが、おそらく早晚不可欠になる。また、開放制教職課程の将来については、人文社会科学系学部が地域の教員養成に積極的に寄与している静岡大学(28)や大阪大学等の先進例に学ぶこと、さらに高大連携歴史教育研究会第5部会

や国立大学法人一七大学人文系学部長会議等を通じ、「ヨコの連携」を強化していくことが急務であろう。

現職教員研修については、高大連携歴史教育研究会等においてすでに指摘されているように、新指導要領施行前に「新たな

歴史科目（特に歴史総合）」と「新たな教育方法（アクティブラーニング等）」に対応できる研修体制を構築しておかなければならぬ。ところが日本史・世界史の融合やアクティブ・ラーニング導入という経験は、高校教諭にとつても大学教員にとつてもほとんど未踏の領域に属する。二〇一五年一二月中教審答申の求めに応じ、島根大学教職大学院は山陰両県の教育委員会との間で山陰教師教育コンソーシアムを設立したが、こうした組織を基盤に研修体制を速やかに整えなければ、残り五年を切った「歴史総合」の導入に間に合わないであろう。その際には、現在二種に留まっている歴史系の教員免許状更新講習⁽²⁹⁾を拡充していくことも併せて求められよう。

全国的な動向を一望すると、現職教員が自主的に組織する研究会が、教員のスキルアップに大きな役割を果たしている方が数多く見られる。島根県においても高校教諭の自主的連携は一定程度行われてきているが、大学や歴史学界を巻き込んだ体制構築には至っていない。私自身、教員免許状更新講習の受講者や中学・高校に奉職した島根大学歴史と考古コースの卒業生、教育委員会の方々等との間で、メールによる情報交換ネットワーク構築を二〇一四年度以降進めているが、広がりはまだ限定的である⁽³⁰⁾。そういう意味で、島根史学会が二〇一六年度大会を機に高大連携の態勢づくりに動き出したことは重要であり、

同会が現職教員の自主的なスキルアップ等の面で、山陰教師教育コンソーシアム等とは別次元の貢献を果たしていくことが期待される。

おわりに

以上、歴史教育改革の近況について概観してきたが、全国の動向を地域に還元し、歴史教育の実務に反映させていく作業は、これまでも／これからも教育学部のスタッフ、教育行政、そして何より現場の先生方が不斷に担ってきた／担っていく役割であり、最近になつてたまたま改革作業に接し始めた人文社会科学系学部の一教員が、聞きかじりの情報をここまで弁じ立てたことについては汗顏の至りといふほかない。散見されたであろう未熟な議論には、ご寛恕を請う次第である。

島根大学では二〇一七年七月三〇日に、日本学術会議第一部会の夏期部会が開催される。「教育と学術の明日を考える（仮題）」のテーマのもと、高校における教育の今後について英語・公民とともに歴史も検討の土俵に上げられることになつていて。議論は、日本学術会議の提言「歴史総合に期待されるもの」に基づいて進められることになつており、教育現場と学界中枢とが意見交換できるまたとない機会である。高大の歴史教育関係者に広く呼びかけ、島根県における歴史教育改革を次のステージに進めていくきっかけにしていければと考えている。

(1) 1101五年に創立された歴史教育従事者の任意団体。大学

教員（研究者）、高校教諭、教育行政、教科書出版社、受
験産業、マスコミなど幅広いジャンルから多くの会員が参
加しておる、1101六年八月時点で個人会員は1150名を
超えておる。詳細は本稿第二章を参照。

(2) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/071/sonota/1377052.htm

(3) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

(4) 「近代化」「大衆化」「グローバル化」という概念の理解や

取扱いについて、中教審の作業部会や教育現場等から疑問
や懸念が示されておるところに関連して、ワーキンググルー
プ委員の小川幸司氏（長野高校）は、「高大接続歴史教育研

究会」11016年度大会の報告において、「近現代史」を切
り出す焦点を提示するのみとし、その焦点をつなぐ通史の
縛りはなるべくかけない（教科書の書き手、授業者の自由

な発想）を大切」と述べておる。

(5) 「高等学校地理歴史科の歴史科目では、教材で扱われる
用語が膨大になつておる」とが指摘されておるところから、
歴史用語について、研究者と教員との対話を通じ、「社会
的事象の歴史的な見方・考え方」等も踏まえ、地理歴史科
の科目のねらいを実現するために必要な概念等に関する知
識を明確化するなどして整理する」とが求められる。

(「取りあえぬ」11回員)

(6) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/

[033/toushin/1369233.htm](http://toushin/1369233.htm)

(7) 中教審における学習指導要領改訂の骨子を紹介する形で
「歴史系科目や生物など」、高等学校教育における教材で扱
われる用語が膨大になつておるところが学習上の課題となつ
ている科目については、各教科の見方や考え方につながる
重要な概念を中心にして、用語の重点化や構造化を図るなどが
重要であると議論されておる。「最終
報告」111頁）。

(8) 「高大接続改革の進捗状況について」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/05/1385793.htm)

(9) 「高大接続改革の進捗状況について」

(10) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/033/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/02/17/1367231_04_2.pdf

(11) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/080410.htm

(12) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-k100-1.pdf>

(13) <http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daigakuhosyo/daigakuhosyo.html>

(14) 島根大学法文学部歴史・考古コース歴史学分野「報告 島
根大学法文学部歴史学分野における歴史教育改革の取り組
み（11016年度）」（島根大学学術情報リポジトリにて公
開中。 <http://ir.lib.shimane-u.ac.jp/ja/38649>）

toushin/1365665.htm

(16) 「従来の『教科に関する科目』じつこじば、学校教育の教科内容等を踏まえつつ適切に実施されねぐまでもあり、」のため、「教科に関する科目」を担当する教員に対し、大学において全学的に教職課程を統括する組織等がFDを実施すむなどして、教職課程の科目である「」の意識を高める「」が必要である。」(答申三七頁)

(17) <https://sites.google.com/site/ourekikyo/>

(18) <http://www.geoedu.jp/GK.html>

(19) メンバー調査結果、および高等学校歴史教育研究会提案の用語削減案(一一四七語)は比較ジョングランダーハー史研究会のウェブページに掲載されている(http://ch-gender.jp/wp/?page_id=8819)。

(20) http://www.next.go.jp/b_menu/daijin/detail/1343111.htm

(21) http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1353440.htm

(22) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t193-4.pdf>

(23) <http://www.kodairen.u-ryukyu.ac.jp/>

(24) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t228-2.pdf>

(25) 用語精選の作業は、高大連携歴史教育研究会第一部会のほか、関連する学協会に対し、専門的立場からの精選作業が呼びかけられてる。そのなかでは東南アジア史学会の議

論が進んでおり、一〇一五年には早くも用語リスト案が策定・公開された(<http://www.jsseas.org/glossary/>)。

(26) 前注(23)の高大連携歴史教育研究会ウェブページには入会フォームが掲載されている。

(27) 前注(15)答申の三五頁。

(28) 静岡歴史教育研究会のウェブページでは、これまでの取組の各年度報告書を閲覧できるがわかる(<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/shakai/history/sub7.html>)。

(29) 法文学部の歴史学・考古学教員四名が「地域から日本の歴史を考える—古代史と考古学—」「中国社会を歴史から考える」という二講習を担当している。

(30) 現在十数名の教育関係者の参加を得てあるが、随時参加者募集中である。maruthasi@soc.shimane-u.ac.jp。

【参考文献】

君島 和彦 「高校必修新科目『歴史総合』はいかんぐまか」

(『歴史学研究』九五六号、一〇一七年)

油井大二郎 「暗記中心の歴史教育からの脱却

—『歴史総合』の新設を契機として—」

(『日本歴史学協会年報』一一一號、一〇一七年)

〔編集後記〕

本号には、論文三本を掲載しました。

川本裕司氏の論文は、元和五年（一六一九）に古田重治が伊勢国松坂から転封された経緯の実態について、他大名の事例をふまえながら旧説を再検討し、福島正則改易とともに軍事的緊張下において、参勤中の伏見から浜田へ直接かつ迅速に入部したことなどを明らかにしたもの。浜田藩研究はもとより、幕藩体制成立期の大名統制策の一端を示す重要な研究と思われます。

西島太郎氏の論文は、大正時代に松江市において郷土誌『彗星』を発刊し、靈怪現象に深い関心と熱意を示した岡田建文の生涯について、宮武外骨との論争、大本教との結びつき、柳田国男との交流などを通して、明らかにしたもの。これまでほとんど顧みられることのなかつた岡田建文に関する研究は、大正・昭和期の社会・文化・宗教史など幅広い分野に一石を投じるものと思われます。

丸橋充拓氏の論文は、高大連携教育改革に直接関わる形で、さらには文科省による学習指導要領の改訂や教育職員免許法の改正に直面する状況のなかで、近年とりわけ危機感をもつて検討が進められている歴史教育改革について、現状と課題をお示しいただいたものです。本会は、昨年二〇一六年九月二十四日の大会において、この問題を取り上げたシンポジウムを開催し、以下のような報告とパネルディスカッションを実施しました。

渋谷 聰氏「新規科目『歴史総合』と大学教員の取り組み」

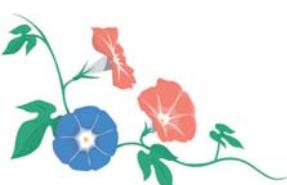
宇佐美朝士氏「島根県の高校世界史教育の現状について」

丸橋 充拓氏「歴史教育改革の動向と展望」

このうち、島根大学法文学部の渋谷聰氏からは、大学における実践事例をご紹介いただき、島根県立江津工業高等学校教諭の宇佐美朝士氏からは、高校現場の実情に即した課題を具体的にお示しいただきました。本号掲載の丸橋論文は、同シンポジウム報告をふまえて、本会

事務局から執筆をお願いしたものです。島根史学会では、引き続きこの問題に注目し、取り組んでいきたいと考えております。

(H・H)



「島根史学会会報」第五五号 二〇一七年七月三十一日発行
編集・発行 島根史学会（会長・井上寛司）
(〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇)
振替口座 松江 ○一四七〇一〇一八九八四 島根史学会
印 刷 (有)松本印刷 電 話 (〇八五二) 三三一六一九一
電 話 (〇八五二) 五四一一二〇八